

議で、日本の金融システムの安定化についてどのような議論が交わされたのかということを再度確認をしたいと思います。

この共同声明の要旨によれば、金融システムの問題については、G7としては、日本におけるビッグバン、金融自由化、インシアチブの実施の進展を歓迎し、日本の当局が金融システムにおける問題への取り組みを推進することを促したという発表されています。ということは、当局が金融システムにおける問題を取り組んでいることはもちろん理解をしつつ、さらにその推進を促したことであると思います。

また、日本とアメリカ、日米の会議、個別の会議においても、ルーピン財務長官の方からは、金融システム安定化の前進が重要な点だ、こういう指摘があったというような発表がされておりました。

そこで、このG7の会議そのもの、そしてまた日米の二国間の蔵相会議、このそれぞれにおいて、日本の金融システムの現状について、諸外国の側からどのような認識が表明され、そしてそれに対し、取り組みを促進するようについて共同声明にもなっているわけですから、どういうことをやるべきであるという議論があつたのか、それを大蔵大臣にお尋ねいたします。

○松永国務大臣 お答えいたします。

先般のG7の会合は、正確に言えば、まず前段がG7の蔵相会議、後半の方が蔵相、外相のG7の会議、そして三段目がG8の蔵相・外相会議、そういうふうな会議でございました。したがって、中央銀行総裁というのは今回は参加していませんが、その前にG7の会議での話、さらにまたその前に行つた日米蔵相会議の話の概要について御質問があつたものと思うのですが、まず、ルーピン財務長官と私の方から、四月二十四日付で政府が決定をした十六兆を超す総合経済対策についての説明をし、そしてその内容についても概略を説明したのが話の始まりでございました。

それに対し、ルーピン財務長官は、内需主導の成長の達成される方策だということで歓迎をしました。

上での日本の内需主導型の経済成長を達成する上で、日本の内需主導型の経済成長を達成する上での大事なのは日本の金融システムの一層の安定強化だ、同時にまた、不良債権の処理を速やかにやることも大事なことだと、いうふうな発言があったわけであります。

これに対して私の方から、もう向こうさんもある程度知つておるわけでありますけれども、国会で成立させていただいた金融システム安定のための緊急措置法に基づいて日本の金融システム安定のための施策は着実に進められております、それから

もう一つの不良債権処理を進める問題について、その不良債権についての担保不動産、不動産担保つき債権を証券化して、そして処理を進める等々の措置も入っておりますし、それから、その関連の土地についても有効利用が促進されるような、そういう施策もやることにしておるということを説明をして、ルーピン氏の理解を得ましたところです。

一方で、今回の総合経済対策の中に、不良債権について、その不良債権についての担保不動産等をして自己資本を充実させる、そういう銀行につきましては、緊急金融安定措置法において法律を定めます。

一方で、その関連の土地についても有効利用が促進されるような、そういう施策もやることにしておるということを説明をして、ルーピン氏の理解を得ましたところです。

一方で、その関連の土地についても有効利用が促進されるような、そういう施策もやることにしておるということを説明をして、ルーピン氏の理解を得ましたところです。

一方で、その関連の土地についても有効利用が促進されるような、そういう施策もやることにしておる

みそのものについて、必ずしも十分であるとは受けとめていないといふことがあると思うのですね。

報道によれば、例えればルーピン長官が、その金融システム安定化の前進ということに関連して、銀行のリストラとか再編、そういうことをさらには民間の努力によって進めるようだ、というよう

あるのですが、その辺のところについても具体的な、例えばルーピン長官との会談の中でもそういう指摘は出ているのでしょうか。

○松永国務大臣 サっき申し落とした点が二つあります。

一つは、護送船団方式がまだ残つておるのかとどうふうな感じの質問もありましたので、その点につきましては、緊急金融安定措置法において法律を定めます。

一方で、その関連の土地についても有効利用が促進されるような、そういう施策もやることにしておるということを説明をして、ルーピン氏の理解を得ましたところです。

一方で、その関連の土地についても有効利用が促進されるような、そういう施策もやることにしておる

だいであります。国会でこの法律案を成立させていた

だければ、日本の金融システムそのものの自由化とそして規制緩和が大幅に進む、そのことによつて日本の金融システムが全体として活性化していく、それがまた日本経済の発展の大きな力になる

ということを申し上げて理解を求めたところであります。

そして、不動産担保つき債権、不良債権になつているものの流動化その他を通じての処理の促進も、法制度の整備を含めて積極的に進めていくと

いうことを申し上げて理解を求めたところであります。

私は、理解は得られた、こう思つておるわけでございます。

○北脇委員 今、大臣のお話の中にはつきり出ていたわけですが、ルーピン財務長官は、日本の金融行政は護送船団方式というのが残つていての

はないのかといふような質問があつたと、いうことが一つ。それから、米国側としては、基本的に悪い銀行といいますか悪い金融機関、そういう破綻させすべきものというのでしょうか、それは破綻させるべきものといふことでしたとございました。

この辺のところについては、まさに私ども民主党としても、さきの金融の緊急安定化法、これの審議の中で再三指摘したことですが、やはり日本の金融システムを本当の意味で安定化していく

ためには、もつと不良な部分といふものは整理していく必要があります。しかし、単なる問題の先送りになつてしまふのではなくかといふことを指摘してきたわけでございました。さらにまた、金融機関に関する資本注入についても、決して横並びの銀行救済になつてはいけないといふことも指摘してきたわけです。

この結果として、資本注入がどのような形で実行され、その懸念を持つておられたようありますので、その懸念を完全に払拭することができたといふふうに私は思つております。

それからもう一つは、今までの話は銀行の話でござりますが、その他の金融組織、すなわち証券、保険関係等がありますが、その点につきましては、今、金融関係四法というのを国会に提案をして、そして自由化、規制緩和、これが大きく前進するようにといふわけはないのですが、その取り組

みが出されたわけであります。

○北脇委員 ルーピン長官の発言、それからまた共同声明そのものでも、日本の金融システムの安定化の促進ということをさらに促しているわけでありますから、ということは、今までの我が国の政府の取り組みで十分に金融安定化が、もちろん達成されているというわけはないのですが、その取り組

言っているのであるし、また、破綻すべきものを破綻させるという方法になつてないので、そこには懸念を表明しているのだと思うのです。ですから、今の金融緊急安定化法に基づく資本注入のやり方、このことについて、具体的に言つた場合に米国側はどのような評価をしているのか。そういうようなお話をありましたでしょうか。

○松永国務大臣 ような銀行まで救済するといふことであれば、それは護送船団方式という批判が当たることになるわけでして、その点の懸念であったわけあります。

そこで、私の方からは、残念なことに破綻するようになつた金融機関については、十七兆の別枠の資金が実は用意されておつて、それで、預金者保護を中心と破綻処理を、公的資金を活用しての措置をするという仕組みはきちつとできておるんです、したがつて、破綻するようなところまで公的資金で助けるなどということはいたしません、法律にもそう書いてあります、これをはっきり申し上げて理解を得たところであります。

なお、先般の二十一行ですか、これについては、いずれもそれぞれの銀行の経営方針もあるでしょうから、そこで申請を待つて、その申請に基づいて審査をしたわけになります。

それぞれの銀行の経営方針があるでしょうからと申し上げました趣旨は、自己資本充実の支援と申しますが、それはまだございませんから、それではどうもはただでございませんから、それでは金保険機構にするわけであります。二・五とか三とか五とかという利息を預金保険機構に支払うという仕組みになつておるわけですね。

同時にまた、自己資本注入を受けるについては、経営の健全化に向けての方針もきちっと定めて、そして審査委員会に提出をしなければならない。提出を受けた審査機関としては、それの確認をした上、その方針に基づいての経営がなされておるかどうか、それを注視していくわけでありま

すから、強い言葉でいえば監視していくわけであ
りますが、そういう監視など是要するのは兼

○山口政府委員 お答え申し上げます
と教えていただきたいと思います。
結論的に申し上げますと、ことしの

結論的に申し上げますと、ことしの三月期末の不良債権償却額は、私どもの推計では十兆円弱だというふうに見込んでおりまます。それは主要十九

かりにくいところで、何とかうまく説明ができないかと私も思つております。

同時にまた今日の会社のわざとあつておら
ら、二・五とか三とかという利息を払わぬでも、
別なところからの自己資本充実策も実はとろううで
すれば現在はとれるという状況でありますから、

そこで、それぞれの金融機関の自己判断、経営判断に基づいての申請であったというふうに私は理解をしておるわけであります。
もつとも、破綻をした銀行の受け皿となった銀行についての措置、これは別途定めておるわけでありまして、それはそれとして、そうでない一般銀行の場合には、右申し上げましたような条件がついておるわけでありますので、それはそれぞれの銀行の自己判断に基づいての申請であったというふうに思います。
その意味では、護送船団方式だったというふうに決めつけるのは、これは事実と少し違うのではないかというふうに申し上げたいわけであります。

○北脇委員 私は そのところは見解を異にす
るのですが、いずれにしても、今までの我が國政
府の金融システム安定化の取り組みというものに
ついて、方向性ということについて、すべてを抱
え込んでじわじわと先へ持っていくというのでは
なく、もう少し、まさに短い、二、三年の間に
根本的な対応をしていかなくてはいけない。そう
いうある程度の荒療治になることもあえてしない
と、余計に後での処理コストが大きくなってしま
しまうということを私どもは從来から主張してい
るわけで、この点については今後とも主張してい
きたいというふうに思います。

ちよつと具体的なことをお尋ねいたします。
大蔵省の把握では、現在の金融機関の不良債権
というのはどれだけあって、それは時系列的に言
うと、特にこの三月末においてどれだけ不良債権
の処理が進んだのか、現時点の把握状況をちよつ

と教えていただきたいと思います。

しの三月期末の
では十兆円弱だ

かりにくいところで、何とかうまく説明ができないかと私も思つております。

が、若干変化があると思ひます。業務純益をちなみに申し上げますと、この三月期、見込みでは三兆五千億ぐらいかなと。そうしますと、利益をかなり上回る償却を各金融機関はこの三月期ではやるということになる。この五月の後半に決算が出来ますので、また改めてそのときには十九行で御披露できると思うのですが、そんな感じで、今度の三月期は相当不良債権問題に力を入れたというようになります。

○北脇委員　そうしますと、三月末の時点で、十九行及び全金融機関それぞれにおいて、要処理額といいますか、まだ償却が済んでいないといいますか、未処理になつてある不良債権の額というのはわかりますでしょうか。

えるというような議論になりますし、この間私はどこかで御紹介した、一分類まで入れた七十七ベースになるともっとふえるという議論もありりますので、あと幾ら残っているのかという議論ができないところがどうも国民の皆様にも非常にわざ

かりにくいところで、何とかうまく説明ができないかとも思つております。

ちなみに、一つの考え方として、時系列で申し上げたいと思いますが、主要行の、先ほどの十九行だけでも限って、これまでの公表の不良債権額を

10 of 10

○山口政府委員 先般御披露申し上げた、十二月の末時点での二分類、三分類、四分類を含めて十七兆というベース、これを不良債権と決めつけないでいただきたいといつもお願いしている話ですけれども、これが趨勢的にどうなるかというのは私ども非常に興味を持つて見ております。ただ、この統計というのは、せいぜい半年に一回程度しか、場合によつては、自己査定がどれくらいの回数になるかによりますので、そう類繁にはとれないという状況でございますので、その辺は先生と同じような関心を持ちながらフォローしていただきと思っております。

ただ、一つだけちょっとつけ加えさせていただきますと、全体的に、マクロ的に経済をとらえる場合に不良債権問題が非常に重要な問題、それはそうでございますが、今度の三月期を経た後のイメージは、ちょっと各銀行で相当ばらつくんぢやないか。ある銀行は次のステップといいましょうか、不良債権問題を完全に脱し切るわけじやありませんが、不良債権問題から今度はビッグバン対応といいましょうか、そういうところにちょっと足を踏み出すところもかなり出でるんぢやないかというふうに思つております。

したがいまして、不良債権問題がマクロ的に全体の問題であることは否定いたしませんが、個々の銀行にとってみると、それはそれぞれの重みが少しずつ違つてくるというような感じを持っております。

○北脇委員 今後、金融機関の不良債権の処理をどのようにして進めていくのかということが問題だらうと思うのですが、先ほど大蔵大臣は、各銀行に処理を要請していく、それと同時に、今度の総合経済対策の中で、不動産担保債権の証券化を進め、そしてまた土地利用の促進をしていくといいうような中で不良債権の処理を進めていくといいうお答えがあつたんです。

後者の、総合経済対策に盛り込まれたことについてなんですが、不動産担保債権の証券化、こういったことについてはまだ時間がかかるんぢやない

いかと思うのですね。そういう仕組みが立ち上りにつてはまだ時間がかかるんぢやないか。これが一点。

それからまた、土地の利用を促進していくといふことで、例えば土地の整形・集約化と都市再開発を促進していくとか、また、都市再構築のための公的土地区画整理事業からすれば、これが総合経済対策の中に盛り込まれているんですね。この土地利用の促進ということ、これにつきまして、一番の問題は、非常に不動産に係る権利関係が複雑になつて身動きがとれないので、だから、動かそうにももう塗潰けにしておくしかないというような状況を打破しなければいけない。それで、これの権利義務関係を調整する体制というのを至急つくらうということを一つ意欲そのものが非常に減退していると思うのです。

それからもう一つは、なかなか買ひ手がないですね。ですから、こういう政策を打ち出してもなかなか実効が上がらないんぢやないかということ。今はまだ特に、町づくりのための公的な土地需要をつくり出していくこと、このことについて言えば、今的地方自治体は大変な財政難の中ありますから、そういう中で公的な開発のために土地を取得していかなければなりません。そのためには、民間でビルを建てようとか、そういう投資の意欲そのものが非常に減退していると思うのです。

それからもう一つは、なかなか買ひ手がないとかいうお話をありました。民間の方では実需がない。それは、ある意味では高い価格で売ろうとするからその辺に目ざとく目をつけております。そういうことで、不良債権問題は、単なる金融機関のバランスシートだけの問題じゃなくて、それからまた、バランスシートから落とし、また、それを実際に土地を動かしていくという先生の御指摘のよなどころもあわせて、今度対策の中に盛り込んでやらせていただこうと思つております。

○山口政府委員 不良債権問題の処理というのは、先生おっしゃるとおり、かなり幅広い問題でございまして、単に金融機関のバランスシートだけの問題じやないと思います。おっしゃるとおりだと思います。

○北脇委員 総合経済対策の中に、今の債権債務関係の迅速、円滑な処理というその一環として、資産担保債権、いわゆるABSを郵貯や簡保資金の運用の対象にするということについて平成十一年度に向けて検討するということが盛り込まれています。これについては、この仕組みを金融機関の不良債権の処理にも使おうという意図でこういふ検討ということが盛り込まれているのでしょうか。

そこで、例えば証券化といつてもなかなか時間かかるといふことも、御指摘の懸念もわかります。ただ、今御審議いただいておりますSPC

○山口政府委員 A-B-Sを買うかどうかということがあります。これは郵政当局の方で御検討されることはなかなか難しいと思ひますが、私募の形式の話で、ポートフォリオとして採算性があれば買おうというふうなことになりますと、これはかなり需要があるような感じがいたします。そ

いった形での動きが出てくるのではないかと思つております。

それからもう一つ、実需面での土地の動かし方あるいは動き方を御指摘になりました。まさにこれが本当の意味の不良債権の処理になるわけです。

それが本日の問題は、非常に不動産に係る権利関係が複雑になつて身動きがとれないので、動かさうにももう塗潰けにしておくしかないというような状況を打破しなければいけない。それで、これの権利義務関係を調整する体制というのを至急つくらうということを一つ意欲そのものが非常に減退していると思うのです。

その売却された後の例えば資産等をバックにした証券がABSという形で出たときに、それをだれが買うかというのは、これは今度は投資家の問題として考えるべきものではないかというふうに考えております。

○北脇委員 今度の点はおっしゃるとおりだと思います。

ただ、きのうの緊急経済対策特別委員会でも、

総理は何度も、不良債権の処理のことについて、バランスシートから落とすんだということをおっしゃっていました。そのことからすると、バランスシートから落とす一つの手段として、不良債権なり担保不動産も含めてこれを売却する、その売却する受け皿として何らかのSPCの仕組みを用意しておいて、そこで買ひ取らせて、それをま

た、ABSを郵貯、簡保で買うというような仕組みをつくつていけば、結果的に金融機関の不良債権をバランスシートから落としていくという一つの仕組みというかそういうものをつくることになります。これについては、この仕組みを金融機関の御見念というのが幾つか聞かれますけれども、念頭に置いて検討していくことなどのかどかうかということをちょっとお尋ねしたいわけです。

○山口政府委員 今北脇先生のおっしゃったよう

ざいます。例えば、一〇〇の不良債権があつた、そうすると値段が、実質価値は担保を評価しても五〇しかないといったときはその五〇で売るわけでもござります。だから、売った後は、ある意味では、それがペイする形で、利回りが六%になります。

なつております。

○北陸委員 それから次に、もう近々金融監督庁が発足するわけですが、それが発足したときの金融機関の破綻処理、これをどういうふうにやっていくかということをお尋ねしたいのです。

るときには、あらかじめ信用秩序の維持を図るために必要な措置に関して大蔵大臣と協議する

を考える、それからでくる限り取引先の保護を考え、システムクリックスを起こさないように考えることだと思います。

確かに、先生がおっしゃったRTCは、これは破綻したいわゆるSANDLの後処理ですから、あらまことに、監視回路銀行は今やつこ、もとく

[View all posts by admin](#)

すが七年になりますが、それがシンドイ、シンドイで、ローラーを生むという形になるわけでございますが、その不良債権の処理としては、もうそこでオフバランス化することによって一回切れる。

としきのに、これまでの西藏銀行による金商戸の破綻処理、いろいろなパターンがありましたが。例えば、阪銀銀行のケースなんですが、整理、清算のための紀伊預金銀行というのをつくづく

〔北朝鮮〕 いろいろな形で変わっていて、基本的に金融機関の破綻処理の方法というのを官庁が決めることとは変わりないと思うのですね。それが、例えば米国の例なんかと比べてどうか

ある意味では、整型回収業者が今やっているような回収業務。それをどこかに売るとかいろいろなことをやるという後始末的なことをやっておりますが、でき得ればそちらいうことではなくて、取引

ではなくて、今の米国系の金融機関のやつをしている
ようなことを見れば、十分の一とかなんとかで買
いたたくとということになつていて、そういうことは、
それはそのとおりだと思います。

すね
ただ、これが、どういう処理の仕方を
いうことは、今後金融監督局ができた後
うにして決めていくことになるのか、
ちょっとお答えいただきたいと思います

。 選ぶかと
。 それと
。 それを
。 うのですね。
。 読の意味の手金をどう処理していくか
。 つまり P
。 アンド A をとるのかペイオフをやるのかとかとい
。 うそこの部分、そういったことを一体として R T
。 C なり F D I C がやっていくという仕組みだと思
。 うのですね。

○北風委員 時間が来ておりますが 私 今回の質問で一貫して申し上げたかったことは、今、日本の金融機関というものは非常に危機的な状況を抱え込んでいるので、今までのよくな先送り的なことではなくて、一定期間に限定して、もう破綻す

ということは、そうしますと、今の御答弁だと、このABSを郵貯、簡保の運用対象にすることを十一年度に向けて検討していくということ

○山本説明員 御説明いたします。

それが日本の仕組みだと、どこに吸収合併させらるかとかそういうことは大蔵省が決める、あとでの処理は、破綻した金融機関なりまたは預金保険機

べきものはするのだ、一番痛みのないようだ。国民に被害が来ないような形で、短期間に集中的に処理をしていくという方法をやっていくべき

は、もう別に金融機関の不良債権の処理とは関係ないのだ、まさに郵貯、簡保の運用先をどうするかという問題なんだ、こういうことだというふうに断言されるわけでしょうか。そこをもう一度確認したいと思います。

政への転換に資するとの観点から総理府に設置されるものでございますが、昨年六月に成立いたしました金融監督庁設置法及びその関連法におきましては、民間金融機関等に対する検査監督という執行面の機能は、銀行等の破綻処理に関する権限

構という、ある意味では民間ベースの中でやつていくということで、どちらも二つに分かれているような感じがするのです。

○村上委員長 次に、北橋健治君。
質問いたしましたので、これからもぜひそれは検討いただきたいというふうに思います。
どうもありがとうございました。

○山口政府委員 これは大蔵省当局がちょっと答えるべき話ではございませんが、経済対策に書かれておりますのは、「郵貯・簡保資金の運用対象を多様化し、預金者・加入者の利益に資するため、安全・確実な資産担保証券（ABS）に対する

の行使を含め、すべて金融監督庁が担当することとされておるところでござります。
お尋ねの、破綻金融機関の処理については、法令により与えられた権限の中で金融監督庁が対応することとなります。

のではないかというふうに思うのですが、もう時間が来ましたので、この最後の質問だけ、今までそれを担当してきました銀行局の方に、ちょっと今までの私の疑問についてお答えをいただきたいと思います。

○北橋委員 北脇議員に続きまして、関連で質問をさせていただきます。

本当にことは、一月から長期間にわたりまして、大蔵大臣、そして大蔵省の皆さんにとりましても、大変御苦労の多い期間であつたと思いま

る運用について平成十一年度に向けて検討する。」
というふうにされておりまして、今後、本問題については郵政当局において検討が行われることと

なお、銀行法等におきましては、金融監督局長官が業務停止命令等の処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認め

○山口政府委員 破綻処理のやり方の基本は、アメリカあるいはヨーロッパでも、余り基本は変わらないと思うのです。それは、まず預金者のこと

提案されております金融システム改革四法案の審議もいよいよ最終盤を迎えるようとしており

ます。私どもは、この問題を議論するに当たりまして、いろいろな角度から議論してまいったわけですが、金融ビッグバンはもう既に進行しております。これからさらにスピードアップをしていくのではないかとも思います。ですから、江戸幕藩体制の末期に、尊王攘夷あるいは鎖国かという議論が当時あったわけですが、そのようなことを考へる余地は今はないわけで、これからは、急速に進んでいく金融ビッグバンに対する、どのようにしてそれが投資者を保護し、そして投資者のメリットを最大限に生かすかといふことから、その両方の視点からとらえていかねばいけない、こう思っております。

この審議を通じまして感じておりますのは、そういうなりますと、規制が緩和されて市場が活性化に向かうと期待をされるわけですが、一面、消費者、投資者の保護という問題が非常に大きくなっています。そこで、まず、このビッグバンが一九八六年に本格的に始まったときに金融サービス法というものが制定されたということもございまして、イギリスの調査についても若干の資料は読ませていただいておりますが、日本の業界がいわゆる縦割りといいますか、業界規制というのではなくて、そういった意味では、イギリスの場合は、本格的なそういう規制がなかったところの金融サービス法であります、それにもしても、百万件ぐらいの消費者トラブルと

さることなく、規制が緩和されて市場が活性化に向かうと期待をされるわけですが、一面、消費者、投資者の保護という問題が非常に大きくなっています。そこで、まず、このビッグバンが一九八六年に本格的に始まったときに金融サービス法というものが制定されたということもございまして、イギリスの調査についても若干の資料は読ませていただいておりますが、日本の業界がいわゆる縦割りといいますか、業界規制というのではなくて、そういった意味では、イギリスの場合は、本格的なそういう規制がなかったところの金融サービス法であります、それにもしても、百万件ぐらいの消費者トラブルと

さることなく、規制が緩和されて市場が活性化に向かうと期待をされるわけですが、一面、消費者、投資者の保護という問題が非常に大きくなっています。そこで、まず、このビッグバンが一九八六年に本格的に始まったときに金融サービス法というものが制定されたということもございまして、イギリスの調査についても若干の資料は読ませていただいておりますが、日本の業界がいわゆる縦割りといいますか、業界規制というのではなくて、そういった意味では、イギリスの場合は、本格的なそういう規制がなかったところの金融サービス法であります、それにもしても、百万件ぐらいの消費者トラブルと

さることなく、規制が緩和されて市場が活性化に向かうと期待をされるわけですが、一面、消費者、投資者の保護という問題が非常に大きくなっています。そこで、まず、このビッグバンが一九八六年に本格的に始まったときに金融サービス法というものが制定されたということもございまして、イギリスの調査についても若干の資料は読ませていただいておりますが、日本の業界がいわゆる縦割りといいますか、業界規制というのではなくて、そういった意味では、イギリスの場合は、本格的なそういう規制がなかったところの金融サービス法であります、それにもしても、百万件ぐらいの消費者トラブルと

さることなく、規制が緩和されて市場が活性化に向かうと期待をされるわけですが、一面、消費者、投資者の保護という問題が非常に大きくなっています。そこで、まず、このビッグバンが一九八六年に本格的に始まったときに金融サービス法というものが制定されたということもございまして、イギリスの調査についても若干の資料は読ませていただいておりますが、日本の業界がいわゆる縦割りといいますか、業界規制というのではなくて、そういった意味では、イギリスの場合は、本格的なそういう規制がなかったところの金融サービス法であります、それにもしても、百万件ぐらいの消費者トラブルと

さることなく、規制が緩和されて市場が活性化に向かうと期待をされるわけですが、一面、消費者、投資者の保護という問題が非常に大きくなっています。そこで、まず、このビッグバンが一九八六年に本格的に始まったときに金融サービス法というものが制定されたということもございまして、イギリスの調査についても若干の資料は読ませていただいておりますが、日本の業界がいわゆる縦割りといいますか、業界規制というのではなくて、そういった意味では、イギリスの場合は、本格的なそういう規制がなかったところの金融サービス法であります、それにもしても、百万件ぐらいの消費者トラブルと

さることなく、規制が緩和されて市場が活性化に向かうと期待をされるわけですが、一面、消費者、投資者の保護という問題が非常に大きくなっています。そこで、まず、このビッグバンが一九八六年に本格的に始まったときに金融サービス法というものが制定されたということもございまして、イギリスの調査についても若干の資料は読ませていただいておりますが、日本の業界がいわゆる縦割りといいますか、業界規制というのではなくて、そういった意味では、イギリスの場合は、本格的なそういう規制がなかったところの金融サービス法であります、それにもしても、百万件ぐらいの消費者トラブルと

さることなく、規制が緩和されて市場が活性化に向かうと期待をされるわけですが、一面、消費者、投資者の保護という問題が非常に大きくなっています。そこで、まず、このビッグバンが一九八六年に本格的に始まったときに金融サービス法というものが制定されたということもございまして、イギリスの調査についても若干の資料は読ませていただいておりますが、日本の業界がいわゆる縦割りといいますか、業界規制というのではなくて、そういった意味では、イギリスの場合は、本格的なそういう規制がなかったところの金融サービス法であります、それにもしても、百万件ぐらいの消費者トラブルと

の営業マンのような名刺を出して、そして営業を行っている事例があるのだといふに聞いたことがあります。

日本の場合はファイアーウォールの規制がかかっているわけでございまして、そういう意味では、ビッグバンになりますと、当然各金融機関がしのぎを削る、競争ということは激しくなるものと予想されております。本当にやつていらっしゃるのでしょか。私の聞いたお話をいうのは、ここで具体名を言うことは避けさせていただきますが、今のスタッフの体制でもできるのでしょうか。

既に、例えば日産生命の債務超過の問題とか、山口の簿外債務・飛ばしの問題とか、総会屋への不正融資だとか、いろいろと不祥事が起これました。それを実質的に見抜いて適正に指導できなかつた。そういう大きな問題と同時に、こういった問題についても、私は、相当やつてはいらつしゃるという基本的な姿勢はわかるのですけれども、現実にはこういう問題があるのでないだらうか。やはり今後充実するとともに、外資系と日本との間に差がないように、日本国内の営業活動についてはきちんと監督をすべきではないか、検査すべきではないかと思いますが、局長、この問題についてどうですか。

○原口政府委員 検査の問題でござりますので、私からお答えをいたします。

おっしゃるように、検査官の数等で、これは外資系を問わず、金融検査に対する間隔といいますか、こういうのも諸外国に比べてやや間隔が大きいというようなことで、これもいろいろな工夫をしていく必要があると思います。

御指摘のような問題、これはまさに業法等にかかる問題でございまして、そういうことについざいます。今後とも、何か外資系だけが日本の国内の金融機関と扱いが違うのではないかといふ誤解を招くことのないよう、きつと対応していくといふに考えております。

○松永国務大臣 金融監督庁長官の人事は、実は内閣総理大臣の任命事項でありまして、私の任命事項ではありません。しかし、事は金融監督庁といふ、金融に関する国民の信頼を取り戻し、今後とも維持していくための大変な金融監督庁であ

○北橋委員 私も、自分の目で確かめて、自分で調査をした確認というものを今ここで調査資料としてございませんので、名前は言いませんけれども、現実にはそういう問題があるのでですね。で

きます。これから国境の壁がなくなってくる、ボーダーレスになって、いろいろな会社が日本にいろいろな形態をとつてどんどん進出をしてくると思うのですけれども、そういった意味におきましてもこういった視点は重要だとここでは指摘するにとどめたいと思っております。

さて、先ほども大臣から金融監督庁のお話をございました。間もなくその金融監督庁はスタートをするわけでございますが、金融監督庁設置法におきましても、その目的として、消費者、投資者、契約者を保護するということがこの金融監督庁の仕事を担うにしては、この間の不祥事やいろいろな問題で、余りにも国民の信頼が失墜している現状にあります。

したがいまして、私は、やはりトップ人事といふのは今後の組織の歩みにとって非常に重要な意味を持つておると思いますけれども、初代長官の起用というのは、金融行政全般に対する内外の信頼を取り戻すという意味におきまして、非常に重要な判断が求められているのではないかと思ひます。私は、民間の学識経験者を思い切って登用するぐらいの体制をとらせてはどうかと思いますが、大臣、御所見があればお聞かせ願いたいと思います。

御指摘のようないふに考えております。

り、そのトップの人事でありますから、私も重大な関心は持っております。したがつて、この長官の職責の重さにかんがみまして、公正な金融行政を確立していくのにふさわしい人材が任命されるよう見守つていきたい、こう考えておるわけあります。

同時にまた、長官と同時に、実務を担当すると思われる次長の人事も大事だと思うのであります。そういう点についても、私には任命権はあります。また、こう考えているところでござります。

○北橋委員 再質問はいたしませんけれども、官邸の方で人事を行ふにしましても、やはり大蔵省あるいは大蔵大臣に対しても、大蔵省もその方向でやらねえけれども、大事なこととして見守つていきたい、こう考えているところでござります。

○北橋委員 再質問はいたしませんけれども、官邸の方で人事を行ふにしましても、やはり大蔵省も思えません。そういう意味では、そういうチャンスといいますか時期はあると私どもは思つております。そういった意味で、これまで金融検査体制についてこれだけ世間の関心を集め、著しく信頼が失墜した中で、改めて消費者を保護するためには設置をされるという設置目的を持った監督庁でござりますだけに、その点を十分踏まえましていい人選をしていただきたい、そのための御努力をお願いしておきたいと思っております。

さて、金融システムのサービス法をぜひつくるべきだという主張を民主党はこれまでる申し上げてきたわけでございますが、既に局長からも大臣からもいろいろな答弁をいたしております。

私は、この問題を考えるときに、局長は、当面、業法規制という形で状況を見ながら的確に運営していく、そしていろいろな商品が出回ってきて、ビッグバンがさらに進んでいく、その状況の中で、各省庁いろいろのものを持ってるので、十分議論を尽くした上で前向きに検討されるという趣旨だと思います。

それにしましても、証券取引審議会など金融制度調査会が去年の六月に出した答申を見ると、

規立法が必要だという結論を出していると思うのですね。

審議会というのは、学識経験者を集めるとき意見を持つていらっしゃるからということで人の意見を持っていると思います。最後に答申書をまとめるときも、じつと聞いておられた職員の方が責任を持って起草して、それを委員の方に示して結論を出されていると思うのですね。

したがいまして、私は、この取引審議会は明確に新規立法という方向をうたつているわけでございまして、それを当然、大蔵省もその方向でやらねえけれども、証券取引審議会の答申が出了したような方向で今後努力されると理解しておいてよろしくございますか。

○山口政府委員 大変難問が多いということを認めていますが、一年間懇談会で議論をかなり突っ込んでやつておられるわけでござりますから、残念ながら今後やはりトラブルがあつたかもしませんが、私どもとしては、そういった審議会の答申を踏まえてできるだけ努力をいたくべきというふうに考えておる次第でござります。

○北橋委員 私は、関係省庁との議論を今後看詰めていただきまして、一年間懇談会で議論をかなり突っ込んでやつておられるわけでござりますから、そのためにも民主党としてもいろいろな提言をさせていただきたいと思っております。

さて、時間が限られておりますが、新しい金融商品でトラブルが今後発生すると思われるものは、やはり証券に絡む問題ではないか。投資信託などかデリバティブが解禁されていきますといろいろな商品が出てくる。業界が基本的に、自主的な商品でトラブルが後発生すると思われるものは、これまでの事例でも、ワラントでありますとか

変額保険でありますとかが裁判になりまして、随分と被害例が報告されております。実際、裁判に持つていて闘うという投資家というのは極めて少ないのでないだろか。予算もかかるし、時間もかかる、心労もたまついくということで多くの人が泣き寝入りをしているのではないか。したがいまして、裁判になるというのは極めて限られたケースであろう。相当周辺に被害者や苦情があると思うのです。

それにもしても、日本証券業協会苦情処理業務管理室の方でまとめたこれまでの状況を見るに、平成九年度で八千七百六件の苦情相談があったとか、いろいろとあります。今後、例えばイギリスで百万件のトラブルが発生したなんという話を聞きますと、百万になるかどうかは別にしまして、業界の自主的な苦情処理といいますか、あつたとか、いろいろとあります。今後、例えばイギリスで百万件のトラブルが発生したなんという話を聞きますと、百万になるかどうかは別にしませんといふものの体制が貧弱ではないか。やはりこの辺については、消費者保護という見地から相当踏み込んで、見通るよくなといいますか、人間の体制にしましても、大蔵省等も相当気を配らなければいけないかと思うのですけれども、この点についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

〔委員長退席 坂井委員長代理着席〕

○山本(異)政府委員 お答えをいたします。今、北橋先生御指摘のとおり、証券取引に関する紛争あるいは苦情処理制度をいたしまして、自規制機関である証券業協会では、現在、苦情相談の窓口を置き、また、自主的なあつせんを行っているところでございます。今後、さまざま金融商品が出てくるものと考えられますので、証券会社や金融機関と顧客との間のトラブルへの対応についても十分配慮していく必要があるというふうに考えております。

このため、今後、特に証券取引に関する民事上の紛争につきましては、できるだけ簡単にかつ迅速に処理できる体制を整えておくことが重要でございまして、裁判に至る前の段階での解決スキームをより一層充実させることとし、現在御

間もかかる、心労もたまついくということであると思ふのです。大蔵省がこれまで服務規律の監督者として、裁判になりまして、その機能強化を図ることあると思います。

日本証券業協会が行うこのあつせんにつきましては、発生する紛争の状況に合わせ、適切に処理されよう、今後、あつせん委員の増員等、その機能の充実強化を図るというふうに聞いておりましたので、また、今北橋委員の御指摘も踏まえまして、私ども、このあつせん制度の充実に万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○北橋委員 十時十分までの質疑時間でございます。もう限られておりますが、いずれにしても、

自主規制機関による利用者保護の拡充ということは今回の法改正でもうたわれております。問題は

その中身でございまして、これについては、私ども、今回この法案については条件を付して賛成す

ることにいたしております。その条件の中でも、消費者保護のための万全の体制を我々は大蔵省に

求めしていく、そういう方針でございまして、これが果たして、法改正が現場で具体的に利用者、投

資者にとってどのように生かされていくか、それを真剣に見守っていかなければいけないわけでございま

す。た問題があるようでしたら取り上げさせていただ

きたいと思っております。

きょうは生保についても、証券投資の投資者保護基金につきましては、お伺いしたかった

捕されたこと等によりまして、金融行政に対しま

す不信感、さらには大蔵省全体に対する不信感が

高まりかねない状況にあったわけでございまし

て、千五十名の職員を対象に調査を行ってまい

ました。この結果、多くの職員が民間金融機関等

との間に公務員としての節度を欠いた関係があつたことが判明し、御案内のように合計百十二名に

上ります处分者が出了ことは、まさに遺憾なこ

とというふうに存じております。

大蔵省職員一同、これを契機に、松永大臣の指揮のもとで綱紀の厳正な確保を図るとともに、新

しい時代の要請を踏まえて、眞に国民の負託にこ

なつていていることと国民世論との間に相当の落差があるということも指摘をさせていただきまして、大蔵省長がこれまで服務規律の監督者として、不幸にして自殺をされた、そういうふうに思っておりますので、引き続き御叱正、御鞭撻を

まつて以来の厳しい中で陣頭指揮をとつてこられたわけでございます。私もこれまで厳しいことをいろいろと申し上げてまいりましたけれども、それが国民世論であるからと思つたからであります。

そういう意味では、今後とも厳しい世論環境の中で大蔵行政を取り仕切つていくと思うわけでございますが、週刊誌を見ましてもどこを見まし

てもいろいろなことが書かれております。しかし、大蔵省の皆様方の士気が衰え、そして仕事に頑張つてもらわなければいけないわけでございま

す。しかし支えが出てくるというになりますと、これからビッグバンが進んでいくわけでございま

す。そこで、大蔵省の再生を期して、その陣頭

が、服務規律の最高責任者といたしまして、官房長にはそういう意味で、内外の厳しいビッグバ

ンの状況いろいろな問題があると思いますけれども、ぜひとも大蔵省の再生を期して、その陣頭

に立つて頑張つていただきたい。そういう決意があればお聞かせを願つて、私の質問を終わらせ

ていただきます。

○武藤政府委員 今般、金融検査部等の職員が逮

捕されたこと等によりまして、金融行政に対しま

す。

○坂井委員長代理 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 おはようございます。平和・改

革の石井啓一でございます。

今も北橋委員の方から検査に関する質問がございましたが、私も今後の新しい金融行政を考えますと、この検査というのが非常に重要なボイン

トになるというふうに考えております。

まず、監督のあり方としては、早期に正措置が

今後柱になるわけでござりますけれども、自己資

本比率等、金融機関の自己査定の結果をきちんと

チエックをする、こういったことのために検査が

非常に重要なとなるということです。

また、行政の全般のあり方としても、従来は参入規

制が厳しかったということです。ま

た、行政の全般のあり方としても、従来は参入規

制が厳しくすることによりその内部でのブレーヤー

の質を確保していったという面があつたかと思

ますが、今後この参入規制が緩まるということ

で、ブレーヤーが非常に多様化していくということ

になりますから、ブレーヤーがルールに

のつとつときちんとやっているかというチェック

をするということが従来以上に重要なになってく

る。こういった点からも、私は、やはり今後の金

融行政においてこの金融検査というのが大きなボ

インである、このように考えるわけでございま

す。

そこで、大蔵省におきましては、ことしの三月

三十一日に「新しい金融検査に関する基本事項に

ついて」これを発表されているところでござい

ますけれども、具体的にこの新しい金融検査の実

施方法、特に検査の頻度についてどういうことに

なるのか、答弁をいただきたいと思います。

○原口政府委員 今御指摘のありました新しい検

査方式、これは早期に正措置の導入というこ

と念頭に置きました、これまでの検査手法あるいは

体制を抜本的に見直して、まさに事後的なチエ

ックということに重点を置いた検査方式のあり方に

転換することとしたものでございます。

具体的には、特に新しい方式におきましては、
重点的な項目といたしまして、一つは、早期は正
措置の導入を契機として、民間の金融機関等の自
己査定ないしは外部監査の活用とすることを前提
として資産の内容の健全性について実態把握をす
る。もう一つは、昨今のいろいろな状況にかんが
みまして、健全かつ適切な業務運営を確保する上
で遵守すべき法令等のルールに関して、その遵守
等についてその体制がどうなっているか、きちら
と内部的に体制ができているか等について事後的
に実態把握をする。こういうことに重点を置いて
検査を行うことにしております。

また、免査の観度につきましては、近来、どちら

やはり恐ろしいですよね、抜き打ち検査というのには。またそういう接待の土壤をつくるようなことはならぬのかな、こういう懸念が一つございます。

もう一つ、これはちょっとがつた見方でありますけれども、原則として予告つきの検査だ、なまづ場合によって抜き打ち検査があるということになりますと、当局が懲罰的に抜き打ち検査をするということがあり得るのじやないか。そういうことはないと、いうふうにおっしゃるとは思いますけれども、そういうある意味での裁量権というのを、金融機関に対して大変プレッシャーを与えるような裁量権というのをここで保持することにならぬのではないか、私は一方でこういう評価もあると思うのです。抜き打ち検査自体は、ルールをきちっと守るということの検査ですから、その点については必要だと思うのですけれども、逆に、いことばかりあるわけではなくて、そういう懸念があり心配もあるわけでありますから、その点についてはどうでしようか。

今のお先生の御指摘になった検査を予告でするのか無予告でやるのかなどというのは、まさに見る角度によつていろいろな御主張がござります。

一方において、たゞ、従来無予告でやつておつたということについて、金融機関の側からいたたまると、検査の場合に非常に膨大な作業を、いろいろな資料を用意しなければいけない、そういうこともあります。でも、できるだけ早くそれを知りたいというようなことがあります。かたかたのかなというようなこともあります。

その大變　今回の見直しの中で　一力でにじる
いろ自己査定をやつておられるということで、全
融機関の負担にも配慮をして、その検査に行つた
場合、できるだけ既存の資料を活用するというう
うな方向にも見直していきたいと思ひます。そろ
いう意味で、いろいろな資産で資料なんかももろ
ん準備をされておるというような中でできるだけ効
率的にやつていく場合には、やはり予告をして進

備をしていただくことが原則かなというふ

うに考えた次第でございますが、一方において、いろいろな法令遵守の状況等、こういうものをすべて予告をして行くということになりますと、我々、金融機関について、必ずしもすべて性善説に立って事を進めていくということは、今後の事後にチエックの中ではできないということをございますから、やはり無予告でやる場合ということともあり得るということは残しておく必要があるのかななど思つております。ただ、その運用に当たつて、今御指摘になつたような疑惑とか誤解を招くことのないよう、これは客観的な立場に立つて適正にやっていきたいというふうに考えております。

○石井(啓)委員 その点についてはよろしくお願ひいたします。

○原口政府委員 従来の検査について、御指摘の如きは、御理解を賜りりますけれども、結果があるのです。都銀が従来平均四年二ヶ月の頻度だ。地銀が平均二年十ヶ月、信用金庫が平均二年、信用組合ですと平均一年十ヶ月、こういう頻度になつておるのでありますけれども、この検査の頻度は原則として私ははるかにやす方向には当然なつてくると思うのですけれども、その点どうなんでしょう。

たた、今後、先ほど申しましたように、特に与
期は正措置の導入に伴つて、いろいろ資産の状況等
に応じてまた行政の方でも動かなければいけない
というふうなこともあります。そうなります
と、やはりそういう状況について的確に把握する
必要があるということでございますので、できるだけ
だけ検査の間隔といふものがそういうことに影響
しないよううに考えていかなければいけないと思つ

ております。

そういう中で、一つは効率的に検査をやるといふことと、二つは、先ほど申しましたように、今まではどうちらかというと総合的な検査でございましたので、そういう意味で間隔があいたところもございますが、今後は必要に応じて、一つの目的に特化したといいますか、資産査定だけを見るということであれば従来より短い期間ででございますので、その分逆に検査間隔を縮められるというようなこともあります。そういうことを総合的に工夫しながらやつていきたいというふうに考えております。

実効性をどう担保するのかという問題なんです。これは、金融機関の自己査定の結果を外部監査等でチェックした上で監督当局が検査、モニタリングをする、こういうことなんですねけれども、この金融機関の自己査定の正確性をどう把握するのか、ついてはこの早期是正措置の実効性をどう担保するのか、この点についてはどうなんでしょう

○原口政府委員 早期是正措置におきましては、まず原則としては、金融機関みずからの責任において行う資産の自己査定及びこれを踏まえた償却、引き当ての状況の正確性、適切性について、まず公認会計士等の外部監査によるチェックが行われます。そのようなチェックを前提といたしまして、金融検査におきましては、この自己査定の結果、自己査定基準、自己査定体制の整備状況といったようなことについて実態把握をすることに

そういう意味で、検査というのは事後のな
チエックでござりますけれども、先ほど申し上げ
ましたように、早期是正措置を踏まえて新しい検
査の体制を組むことにしておりますので、金融機
関の実態あるいはその各次算定期における自己資本
比率が自ら査定が行われてするかどうか
ということについて事後にチェックをしていく
ということです。

比率の報告状況等に基づきまして、必要のある場合においては、先ほど言いました繁縝をつけて、重点的な、機動的な検査を実施するということに、よって早期是正措置の実効性の確保を担保していくといふに考えております。

○石井(警)委員 そういたしますと、金融機関が

自己査定をして自己資本比率を発表する、その都度監督当局が検査に入つてそれをチェックする、

こういうふうに考えればいいのでしょうか。

○原口政府委員 基本的に、検査の場合、先ほど申し上げましたように、繁縝をつけて必要に応じて行くということでございますので、金融機関が自己査定をして決算をすればその都度検査が入るということの体制までは今至つております。したがいまして、どういう場合に行くかというの

は、やはりその都度必要性等勘案しながらやつ

いくということにならざるを得ないと思っており

ます。

○石井(警)委員 これまで例えればいろいろ銀行が破綻してきましたけれども、その都度、從来公表

してきた不良債権額より、実際にその後検査に

しっかりと入れると不良債権額が非常に大きくなってきたという問題あるいは証券会社の山一

の場合は海外債務というのがチェックできなかつた。こういったことを考えますと、金融機関の自

己査定をしてその外部監査をした結果をやはり

○○允信じるというわけにはいかないですね。

それをやはりちゃんとチェックをその都度しなけ

ればこの早期是正措置というのがうまく動かない

のじゃないか、この検査が十分にその都度できる

ような体制を組まないと、この早期是正措置、絶

にいたるものにならないのかな、こういうふうに思

うのですけれども、その点どうでしよう。

○原口政府委員 早期是正措置におきましては、

やはり基本的に金融機関の自己責任というもの、

それからいろいろな市場のルール、この中には決

算なりディスクロージャーについてのルールとい

うふうに思います。そういう全体の中

で、またそれは検査だけではなくて、いろいろな

法律によって、例えば虚偽のいろいろな決算をしたという場合の、あるいは報告をしたという場合の罰則等も前回の国会で強化をしていただきました。そういういろいろな中で、全体として自己責任、市場規律のもとにやっていく中で、また検査も十分有効な機能を果たしていくというこ

とを組み合わせていくことだと思います。今までより決算が終わつた段階で全部それをチェックしてい

くということはなかなか難しいということも御理

解をいただきたいと思います。

○石井(警)委員 一方におきまして、早期是正措置という

のが導入されまして、それについて各金融機関が

きちつとそれを悪意ということでなくて理解をし

て、正確な自己査定をしているかどうかというこ

とについては、これはできるだけ早い段階に緊急

に確認をするということをやっていきたいという

ふうに考えております。

○石井(警)委員 今の体制の中ではなかなかその

決算のごとに検査をすることはできない、こうい

うことのようなんですね。確かに今の体制を前提に

すればそういうことなんですが、私どもは、やは

り今の体制自体を、検査体制を抜本的に充実すべ

きである、このことを主張したいために今ある

申し上げているのですが、從来以上にこの検査が

重要になってくる。なおかつ、早期是正措置とい

うことになると、金融機関の自己査定の結果を、

理想的には決算のごときちゃんとチェックをする

ことがやはり理想でありましょうから、そういう

のじゃないか、この検査が十分にその都度できる

場合の検査は、この早期是正措置、絶対に

ないかと思うのです。この点、大臣、いかがで

しょうか。

○松永国務大臣 先ほどから申し上げております

ように、金融ビッグバンが進むば進むほど、たく

さん的人が金融機関との取引が進むわけでありま

すし、量的にも大変ふえるでしょう。

そこで、消費者の保護という立場も考えれば、

金融機関というものは健全な經營をしてもらわなければ消費者に迷惑が及ぶ損害が及ぶといふことがあるわけあります。その意味で、金融機関

の経営の健全性確保についての検査というものは非常に大事だというふうに思います。今までより

以上に大事になるだろう、こう思います。そう考

えれば、金融機関に関する検査、これに当たる要

員の数とそれから質の向上は非常に大事なことで

あるというふうに思います。

金融機関に対する検査の権限、業務というものが

は、金融監督厅に移りました大蔵省で云々するこ

とではありませんけれども、人員の増加あるいは

検査に当たる人の質の向上についての所要の措置

については今後とも努力をしていかねばならぬ、

こういうふうに思います。

○石井(警)委員 大蔵省から金融監督厅に移りますと、定員の増員というものの査定は総務厅とい

うことなんでしょうが、当然予算がかかわります

と、定員の増員といふもの査定は総務厅とい

うことなんでしょうが、当然予算がかかわります

この金融検査に関するコストだと思うのですね。行政改革ということもありますから、全体的にス

リム化していくというのは当然ありますけれども、やはり必要な点においては充実させていくと

いうことはもちろんのことです。

やはり、全体的な行政の中でも金融監督、金融檢

査に係る人員というのはそういう意味で非常にウ

エートが高くなるのではないか、そういう思いが

いたしますので、指摘をしておきたいと思います。

それから、金融監督厅の、これは六月のいつか

わかりませんが、六月に発足をするということで

ござりますけれども、職員の選考の基準がどうな

るのか。特に、大蔵省が発表された「新しい金融

検査に関する基本事項について」の中でも触れら

れておりますけれども、民間の専門家の登用、こ

の登用についての措置というのがどういうことに

なるのか。この点について答弁をいただきたいと

思います。

○山本説明員 御説明いたします。

金融監督厅の職員の人事につきましては、任命

権者たる長官が、その判断によりまして、業務を

的確に遂行して国民に信頼される金融行政を実施

していく観点から、適切に人事権行使し、望ま

しい人材を確保していくべきものと考えております。

金融監督厅の設立時におきましては、大蔵省

からの検査監督事務の移管に伴いまして定員の振

り替えを行い、これらの事務に従事してきた者の

相当数を金融監督厅に移して活用していく必要が

ございます。

金融監督厅の設立に当たりましては、金融行政

経験の豊かな人材を確保する必要がありますが、

長官の判断とともに、御指摘のあった民間から

人材の登用も含め、幅広い分野からの望ましい人

材確保について検討していく必要があるものと考

えていいるところでございます。

なお、民間からの人材登用につきましては、処

遇その他の点でなかなか難しい面もございますこ

とは事実でございます。検討すべき点も少なくな

いもの等はござりますが、そういう点につきましては御理解いただきたいと考えております。

○石井(啓)委員 大臣にちょっと確認したいのです。

これはたしか行革特であつたと思ひますけれども、今回の大蔵省の内部調査で処分を受けた職員は金融監督庁に推薦しない、こういう御答弁があつたと思います。今回処分が実施された段階でこのことについて改めて確認したいと思いますが、大臣、お願いいたします。

○松永国務大臣 どういう人間を金融監督庁の職員として採用するかということは、基本的には金融監督庁長官がその権限に基づいて行われるわけあります。一般論からいつても、国家公務員法上の懲戒処分を受けた者は金融監督庁の重要な職員として採用するかということは、基本的には金融監督庁長官がその権限に基づいて行われるわけあります。

国家公務員法上の懲戒処分を受けた者でない場合にどうかということになつてくると思うのであります。が、やはり、倫理観と使命感を持ち、知識と経験を持つた有為な人材を長官は望むでしょから、倫理観、使命感、知識、経験、こういったことからいって妥当だという人を金融監督庁長官の方から求められた場合には推薦をするという形で協力をしていかなければならぬ、こういうふうに思ひます。

〔坂井委員長代理退席、委員長着席〕

○石井(啓)委員

そうすると、懲戒処分以上の処分を受けた人、これは推薦をしない、それ以下の内部処分の方については場合によつてはあり得る、こういうことでございましょうか。ちょっと確認します。

○松永国務大臣 先ほど申したことの繰り返しになりますけれども、国家公務員法上の懲戒処分を受けた者が金融監督庁の重要な職につくことはふさわしくないというふうに私は思ひます。その人事権者は長官でありますから、恐らく長官の考え方も私に似たような考え方ではなかろうかなといふふうに思ひますけれども、現在、私の考え方を

問うということであるならば、一般論としてそのように申し上げるわけあります。

なお、だれを職員として採用するかは、先ほど申し上げましたけれども、長官のお決めになること、長官の人事権であります。が、推薦する場合には、先ほども申ししたとおり、金融監督庁の業務を遂行するというその職務の重要性にかんがみて、ふさわしい倫理観と使命感と知識、経験、こういったものを持つた人を推薦して、そしてい人材が集まるよう協力ををしていかなければなりません。

○石井(啓)委員 基本的にはそれは金融監督庁の長官がオーケーと言わなければ大蔵省から出さないでしょ。移籍しないわけですね。大蔵省が、いやこの人は大蔵省として残しておく人材だと、といってオーケーしなければ、それは移れないはずですね。そういう意味で大蔵大臣の了解がなければ当然金融監督庁の方には行けないと思うのであります。それが、その点はどうなんでしょうね。

○石井(啓)委員 基本的にはそれは金融監督庁の長官の人事権なのでしょうけれども、でも、大蔵大臣がオーケーと言わなければ大蔵省から出さないでしょ。移籍しないわけですね。大蔵省が、いやこの人は大蔵省として残しておく人材だと、といってオーケーしなければ、それは移れないはずですね。そういう意味で大蔵大臣の了解がなければ当然金融監督庁の方には行けないと思うのであります。

○山本説明員 御説明いたします。

金融監督庁発足後の大蔵省との人事交流のこと流が今後どうなるのか、この点について答弁をいたさかうと思います。

○石井(啓)委員 基本的にはそれは金融監督庁の長官の人事権なのでしょ。移籍しないわけですね。大蔵省が、いやこの人は大蔵省として残しておく人材だと、といってオーケーしなければ、それは移れないはずですね。そういう意味で大蔵大臣の了解がなければ当然金融監督庁の方には行けないと思うのであります。

○石井(啓)委員 その点につきましても、先ほど申し上げたわけですが、できる限りの御協力をしてまいりたい、こう申し上げたところでございます。

○石井(啓)委員 ですから、実際的にはやはり大臣の了解がないとかねと思うのですが……。(松永国務大臣「協力するんだよ」と呼ぶ) 協力するのでしょ。

だから、言つていますのは、やはり金融検査に対する不信感というのは非常に大きいわけですかね、新しい組織というのは身がれない人でやる、

○石井(啓)委員 だから、言つていますのは、やはり金融検査に対する不信感というのは非常に大きいわけですかね、新しい組織というのは身がれない人でやる、

○石井(啓)委員 だから、言つていますのは、やはり金融検査に対する不信感というのは非常に大きいわけですかね、新しい組織というのは身がれない人でやる、

○石井(啓)委員 だから、言つていますのは、やはり金融検査に対する不信感というのは非常に大きいわけですかね、新しい組織というのは身がれない人でやる、

り、基本的には金融監督庁長官の権限であります。私の方でその者の過去の経歴等を故意に隠して採用されるようになりますが、金融監督庁の業務に基づいて採用されるものというふうに私は思ひます。

○石井(啓)委員 それでは、またこれは金融監督庁が発足したときに確認をしたいと思います。

それから次に、金融監督庁と大蔵省との人事交流が今後どうなるのか、この点について答弁をいたさかうと思います。

○石井(啓)委員 それは附帯決議が付せられたとおりです。が、いやこの人は大蔵省として残しておく人材だと、といってオーケーしなければ、それは移れないはずですね。そういう意味で大蔵大臣の了解がなければ当然金融監督庁の方には行けないと思うのであります。

○石井(啓)委員 その点につきましても、先ほど申し上げたわけですが、できる限りの御協力をしてまいりたい、こう申し上げたところでございます。

○石井(啓)委員 ですから、実際的にはやはり大臣の了解がないとかねと思うのですが……。(松永国務大臣「協力するんだよ」と呼ぶ) 協力するのでしょ。

だから、言つていますのは、やはり金融検査に対する不信感というのは非常に大きいわけですかね、新しい組織というのは身がれない人でやる、

○石井(啓)委員 だから、言つていますのは、やはり金融検査に対する不信感というのは非常に大きいわけですかね、新しい組織というのは身がれない人でやる、

○溝口政府委員 御指摘のように、交流でござりますから、両方で協議して決めることにならうと思います。

基本的な考え方は先ほど準備室の方から説明がありましたとおりでございまして、私ども基本的に考え方方は同じでござりますので、具体的な運用に当たりましては、双方の間でよく協議の上、適切に対処していきふうに考えております。

○石井(啓)委員 これは附帯決議が付せられたときにも議論にはなつてたと思いますけれども、新しいできる金融監督庁というのがいわゆる大蔵省の植民地にならないようというやうにあります。

○石井(啓)委員 これは附帯決議が付せられたときにも議論にはなつてたと思いますけれども、新しいできる金融監督庁といふのがいわゆる大蔵省の植民地にならないようというやうにあります。

ます。
検査に関する質問の最後ですが、金融検査に開示する情報公開を進めるべきではないか、そういう論点でございます。やはり透明性の高い金融行政を構築していくという観点から、また国民の理解を深めるという観点から、金融検査に係る情報公開を進めるべき、こういうふうに考えますが、この点についていかがでしょうか。

○原口政府委員 今後の金融のあり方の中いろいろな意味でディスクロージャーと申しますか情報を公開していくことは重要なことだと思っていますし、またそれ自身いろいろな制度の中で拡充をされているというふうに考えております。
ただ、個別の金融機関等の検査結果、その生のままを公表するということにつきましては、信用秩序維持等に重大な影響を及ぼすおそれがあること、あるいは金融機関の取引先、預金者等に不測の損害を与えるおそれがある、ないしはプライバシー侵害の問題があるというような理由から、公表をしてきておらないわけでござりますし、また、アメリカ、イギリス、フランス等の海外当局においても同様であることを御理解いただきたいと思います。

ただ、金融検査につきましては、その全般的な実

見させていただきましたが、あれをそのまま出すことになりますと確かに個人のプライバシーある企業の利益、不利益にかかるわざわざすることでありますから、まああれはその現物の資料を出すということはできないということは私も理解をいたしましたが、その資料要求のときにも個別の検査について概要を出されたのです、検査報告書の概要という形で。あいのものはプライバシーに十分配慮してなされているものでありますから、私はやはり個別検査の結果についてあいの検査報告の概要的なものを公表をしたらどうか、こういうふうに思うのです。この点についてどうでしよう。

○原口政府委員 御指摘の概要につきましては、当該銀行の検査に関してはいろいろな不祥事の絡みもあっていろいろな御懸念をいたいたといたことであえて作成をいたしました。ただ、我々としては、あれ自身も秘密保持ということをお願いをしておつたわけでござりますし、また一般的に、先ほど申しましたけれども、検査の間隔等も今後各銀行によっていろいろな状況で繁縝をつけてまいりというふうなことになりますと、そのため、差しきりのない部分であるにしておきましても、それを個別に検査の概要として発表するのがいいのか。それよりやはり、一方においては金融機関の各決算期とかあるいは重大な事故が起きたるといふことにつきましては、先生御指摘のおとり、検査に係る事務運営の透明性の向上を図る、あるいは検査に対する国民の理解を一層深める観点から有益であるというふうに考えておりますので、今後そうしたことについて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○石井(啓)委員 全般的な実施状況についてはそれはそういう方向でやっていただきたいと思いま

すが、個別検査についても、私、全部出せとは申しませんが、できる範囲でおやりになつたらどうかと思うのです。

当委員会で資料要求をいたしました四つの銀行

に係る情報開示の推進」ということで指摘をされ

ております。この指摘に関しましてどういうふうにあります。

な対応がなされているのか、この点について御説明いただきたいと思います。

○山口政府委員 この勧告におきまして、金融機関のディスクロージャーの重要性を御指摘いただ

いております。

これにつきましては当委員会での御議論もいろいろございましたし、それを踏まえまして、まず、個別金融機関のディスクロージャーにつきましては、國際レベルでの経営の透明性を確保するという観点から、デファクトスタンダードでありますSEC基準に合わせたディスクロージャーの拡充を図ることいたしました。さらに、この法案でもお願いしてございますが、来年三月期から連結ベースでも、あらゆる金融機関に対してSEC基準並みの不良債権額の開示を罰則つきで義務化させていただくことといたしました。こうしたことでは、開示の内容の正確性、預金者への確実な開示を担保することをねらっております。

さらにもう一つ、ディスクロージャーで、不良債権だけの問題ではございませんで、顧客、お客様にどういうふうによく知つてもらうかという問題もあるわけでござります。ディスクロージャーというと何か不良債権だけが問題があるよういつもとられがちでござりますけれども、こういううビッグバンを迎えますと、もつともっとお客様に丁寧にいろいろ開示をしていくことが重要でございます。

その点につきましても、今度の法改正の中で、二十二条の第四項等では、その他の事項について

も参考となるべき事項の開示に努めなければならぬという規定も置かせていただきまして、こういった商品がどういふものやつているのかといふようなこともディスクローズをするようだといふことで、この勧告も十分に参考にさせていただ

いて、もちろん当委員会での御議論を重要視させていただいたわけでござります。

○石井(啓)委員 この点については前向きに御検討いただきたいと思います。

それから、先ほどもちょっと申し上げました

が、昨年の十二月に総務省の勧告で金融に係る勧

告が出されておりますけれども、この中で「金融

に係る情報開示の推進」ということで指摘をされおりました。この指摘に関しましてどういうふうにあります。

○山口政府委員 この勧告におきまして、金融機関のディスクロージャーの重要性を御指摘いただ

いております。

いらないというようなお答えをあようだいたしましたのを記憶しております。そしてまた、こうなりますと金融政策はもう余り幅がないのではないか、しかし、それでも昨今の経済状態を考えますとさらなる金融緩和もとり得るのではないかということでお、もっと極端な例で、ネガティブレートはどうかということを伺わせていただきました。お答えがネガティブでございましたけれども。

さて、また新たにさまざまな経済指標も出ております。例えばマネーサプライの広義流動性などを見ましても、前回伺いましたリクイディティートラップの傾向があるとか、それからマネーの収縮と物価の下落の関係を見ますと、どう見ても私はこれははつきりとしたデフレではないかというふうに思うわけでございますが、一番新のところでのお考えを伺わせていただきたい。

また、他のところで山口副総裁御自身が、一段の利下げはプラス面の方が大きいというニアンスの発言をなさっておられますけれども、その御認識で今もおられるのか、伺わせてください。

○山口参考人 まず、デフレについての認識の部分でござりますけれども、確かに、いろいろな物価指數を見ますと、例えば卸売物価などにはかなに認識で今もおられるのか、伺わせてください。

一方、消費者物価などを見てみますと、これはサービスがかなり含まれているということもございまして、もう少し安定した動きでござりますけれども、それでも大体、一年前の水準に比べましてフラットというところ、フラットに近い这样一个の背後には、やはり全般的な需要の弱さある動きは需給バランスの引き綻みということがあります。ところではないかと存じます。こののような物価の動きは、もちろん、もう少し安定した動きでござりますけれども、それでも大体、一年前の水準に比べましてフラットというところ、フラットに近い这样一个の背後には、やはり全般的な需要の弱さある動きは需給バランスの引き綻みということがあります。この最近の経済情勢を踏まえますと、このような需給の緩和傾向がもう少しは続くと思われますので、物価につきましても、どちらかといえば弱い展開がもうしばらく続くのではないかというふうに思っております。

ただ、物価の今のような動きが、例えば企業収益を大幅に減少させるというようなことを通じま

して経済活動を次の局面でもう一段大幅に弱くするというようなこと、そういうことが起こりますと、これは本当のデフレではないかと思うわけですがござりますけれども、今、私どもは、日本経済がそのような局面に入っているというふうには思つております。なかんずく、政府の総合経済対策が今後着実に実行に移されていきますならば、そのことの効果が必ずやあらわれてくるというふうに思つておりますし、申し上げました物価や需要の動きに對しまして、いずれかの時点で歯どめがかかつてくるということを期待しているところでございます。

第二に、日銀の政策についての御質問がございましたけれども、これは来週十九日に改めて終点検をするという予定になつております。直近の政策委員会における判断ということで申し上げさせていただきます。

私どもは、金融をさらに緩和した場合に、それはプラスとマイナスと両方の効果があるだらうといふふうに見ておりますけれども、何分金利水準は現在極めて低いところにござりますので、これからさらにつき下げる措置をとった場合に、果たしてどのようなマイナス、あえて言えば副作用というふうにあるだらうかということにも十分気をつけなければいけないというふうに思つております。それに加えまして、申し上げました総合経済対策の効果ということが期待されますので、直近の日銀政策委員会の議論といたしましては、そういうこと全体を頭に置きましたもう少し様子を見きわめるのが適当であろうということで、これまでの金融緩和基調を維持するというような決定をいたしましたところでござります。

○小池委員 最近の長期金利の動きを見まして、史上最低を目指すような動きでござりますし、またさらなるそれに連なりましての短期金利の下げる、その余地はあると考えてよろしいわけですか。

○山口参考人 全く理論的に申し上げますと、短期金利の水準は、今おおむね〇・五%前後のとこ

ろで動いているわけでござりますけれども、理論的にはその下げる余地が全くないというわけではございません。ただ、下げるのが適当かどうかということになりますと、これは先ほど申し上げましたような幾つかのことを総合的に頭に置いて考えたようなふうに思つております。

○小池委員 それでは、副總裁、ほかの方で御用事があると伺つておりますので、これで結構でございます。ありがとうございます。

金利については、年金生活者等々のことを考え、また、さらに金利を下げることによってヘッジファンドにまたねらわれてしまう、プラス・マイナスの方をいろいろ考えていかなければならぬい、それだけに要注意のところかと思っております。

さて、この連休に私もワシントンの方に参りましたして、いろいろな方もお目にかかり、そして自民党的な加藤幹事長が御出席になられましたEASIの会議の方にも出てきたわけでございますが、その中で私は非常に興味深く感じたセッションが、財政黒字をどうするかというテーマで話し合わされた約一時間にわたるセッションでございました。

これは当然日本のことではございませんで、現在のアメリカの黒字をどうするかというまことにうらやましい限りのテーマで話し合われたものでございます。二人のエコノミストが出てまいりまして、そして一人が、財政黒字ということは、すなわち納税者から取り過ぎているのであるからして、それは減税で戻すべきだという説と、それからもう一人、これはライシャワー大使の御子息でございますが、今ブルッキングス研究所の研究員、こちらの方は、むしろ将来に備えて社会保障に備えておくべきだということで、けんけんがくがくの論議を繰り広げておられました。

別の宇宙の話を聞いているようでございましたし、また、かつてアメリカも大変な財政赤字から悩んで悩んで、そして大胆な政策をとつて、その結果、今は花開いているということです、うらやまし

くもあり、またやはりそこから学ぶべきことはたくさんあったのではないかというふうに思つております。

しかしながら、我が国を考えますと、またつけ加えさせていただきますと、その会議では、二日にわかつたのですが、やはり日本悪者論というのが、何か日本というのははじめやすい本質なのか、中南米の問題にせよ、アジアの問題にせよ、大体コメントをする方がほとんど日本の問題ということを必ず指摘され、その場にいる私も、非常に肩身が狭いという思いをいたしたわけでございます。

そして、そこに至るといいますか、現在の状況に至る原因というのを幾つか振り返つてみますと、当然複合的な原因が考えられるわけでございますが、私は、やはり何といいましても、あの消費税の引き上げというその瞬間からが大きな分岐点であったというふうに思うわけでございます。

つまり、これは何度も繰り返されることでござりますけれども、バブル経済からまだ立ち上がりっていないところに對して、急にフルマラソンをするような、そういうことを強いた。さらには、昨年の暮れの財政構造改革ということできらにそれを緊縮という方向に持つていったという、まさに明らかな経済政策の間違いというのが重なったことがこの数年間の一一番大きな問題点ではなかろうかと思うわけでございます。

そこで、ではなぜそういうふうになつたのかといふと、やはり経済の見通しのたび重なる誤りといふことがあつたのではないかと思うわけでございます。そして、そのため重なる誤りということ、そのポイントとすれば、やはり経済指標といいますか、経企庁の月例経済報告等々で出されます、回復しているとか、いや持ち直したとか、いや一步下がつたとか、非常に文学的な表現でその行間を読み取るという、そういったニュアンスの読み取りみたいな、何かどんどん狭いところに入つてしまつて大きいものが見えなくなつてしまつた、そ

これが重なったということと、それから何としてでもその財政構造改革を目指す動きが、そういった指標、そしてもしくはそういう文学的な表現の中にその意図を織り込んでいったのではないかといふうに思うわけでございます。

まず、せんだつても幾つかこれは記事にも取り上げられていたことがあるわけございますが、この月例の、それをお決めになる判定委員会といふのがございますね。そこで専門委員の方々がもう既に景気は山を越したということをおっしゃっておられるのに、結局それが実際には反映されなかつたというような、そういう報道もございました。

このあたり、どのようにしてこの経済見通しというが誤っていたのか。それは決して経企庁の方ではお認めにならないでございましょうけれども、その事務的手段、そしてその専門委員の意見が読み取られなかつたこと等々について、その問題点を一度はっきりとここで指摘というか、それについて経企庁の方の所見を伺います。

○古川説明員 お答え申し上げます。

二つの問題点を御指摘いただいたと思います。一つは、月例経済報告での判断ということでござりますけれども、私どもとしては、経済の動向につきまして、入手可能な最新の統計ができる限り収集して分析する、それから産業界からのヒアリングも行うということで経済の実態把握を行つておるつもりでございます。それから、その時点でも最も正確と考えられる判断を行う、そしてその判断に当たりましては関係の省庁とも十分な意見交換をするということで、政府としてのできる限り中立的な見解を取りまとめているというつもりでございます。

昨年の四月以来、消費につきましても反動減があったということで、消費につきましては予想以下がつたわけですが、それに伴いまして、その前に駆け込み需要があり、その反動減があつたということで、消費につきましては予想以上に下がつたわけですが、夏にかけましては緩やかに回復に向かつて、後退と

うふうに認識しております。そういうふうに月例でも判断したわけですが、秋口ぐらいから、金融機関の破綻であるとかアジア地域の混乱であるとで、経済が停滞するようになつたわけでございまして、それを、月例経済報告ではそういうふうに判断を示すように書いてきたというふうに私どもは考えております。

それから二つ目の点ですけれども、景気基準日付につきましての御質問でございます。

景気基準日付、これは景気の山と谷というのを決めるということで、このタイミングを統計的、学術的な見地から十分に検討する、そして私ども調査局長にアドバイスしていただきたいこと

で、景気基準日付検討委員会といふのをお願いしておきました、学識経験者の七人の方から構成してやつておられただいております。

十二月に開催いたしました委員会につきましての御質問でございますが、そのときにはまだ景気の山と谷を決めるだけの十分なデータがないということでございまして、そもそも、景気の基準の日付、つまり山とか谷を決める、そういう議論としての事項はなかつたということでございます。

以上です。

○小池委員 今御説明ございましたけれども、官僚の方には申しわけないのであります。

ことは、官僚というのは論理的に間違える、そういうのだけれども、しかしそれは全体とすれば違う方向に行つてしまつというようなことがあります。それから、先ほどの専門委員のお話などもありました。そもそも景気基準日付検討委員会なるものは山とか谷を決めるものであつて、後退と

か停滯とか、そういう言葉はまた事務方でつけられるというふうには何つております。そして今、山一とか金融破綻が起つたからとおっしゃいませんが、では、金融破綻が起つたのは何なんだといふことも言えるわけで、原因と結果がぐらぐらになつてゐる所しか私は思えません。

また、関係省庁と打ち合わせをしとところが私は一番気にかかるわけでございます。こうやって客観的に判断するのであるならば、徹底的に客観的に判断すべきでありますし、また、この見通しでもってそれを予算の策定等々の目安にする、何かルールをつくる者とそれからそれを使う者とが同じ人がやつているのは、私は基本的にはおかしいと思うのです。ですから、本来であるならば、この経済予測といふものは基本的には私は民間にゆだねるべきではないかといふふうに思つております。これは私の考え方でございます。

そして、基本的に、私から言わせれば見通しは完全に外れていたと思います。だからこそ、これだけどんどん違う方向に走つてしまつて、論理的に逆に日本の立場といふのはもう説明がなかなかつかない。それが日本の経済政策に対するのコンフィデンシャルクライシスというのを拝いでいるというふうに思つております。

また、では、これに對してだれが責任をとるのかといつたら、だれも責任をとつてないわけですか。そうじゃないでしょうか。例えは韓国の場合、あれだけの経済危機を迎へ、それが現実のものとなつた。そこで韓国では、ここは前の大統領をすぐ死刑にしてしまうような極端な例でもござりますが、経済担当副首相には経済政策の誤りということで逮捕状が出ております。エイズの問題のときに、厚生省の官僚に対しましても逮捕状がといふふうにみんな緊張感がないんじゃないですか。责任感があるとは思います。

私は言いたいところであります。内閣の方はどういう形で責任をとるのかといえれば、これは御存じのとおり議会制民主主義の国でありますから、その責任は私は選挙によつて問わ

私は、何かどこかでこの国は違つてしまつたようになります。金融システム安定化の法案もさることながら、かつて、城山さんの小説な

どを見ましても、官僚の方も、この国をある意味でしょつて立つというようなグランドデザインをかいりする、何かロマンを持っていらしたと思うのですが、今の接待の問題にしろ、官僚の方々がいろいろと世間から問題にされているようなことは非常に恥ずかしいことだと思いますし、皆さんは自分がどう思つておられると思う。けれども、心の余裕があるとか、この国を何とかしようとする、何かルールをつくる者とそれからそれを使う者とが同じ人がやつっているのは、私は基本的

がいろいろと世間から問題にされていますが、その問題にされることは非常に恥ずかしいことだと思いますし、皆さんは自分がどう思つておられると思う。けれども、心の余裕があるとか、この国を何とかしようとする、何かルールをつくる者とそれからそれを使う者とが同じ人がやつっているのは、私は基本的

れる、これが議会制民主主義の原則だらうといふうに思います。

○小池委員 私はそれは違うと思います。まず、人知の及ばないところでこういう事態が起つたというふうなことをおっしゃいましたけれども、この経済政策の誤りというのは明らかに人災だと

思います。経済政策の見通しを誤つたからこそこういうふうになつたのだと思います。

○小池委員 であるならば、例えば、去年の十二月、この大蔵委員会で大騒ぎしてつくった財政構造改革法を今改正するといふ動きは一体何なのですか。これ

こそ見通しが悪いわけですから。ですから、ここで見通しが悪いということからこのよだな事態に陥つて、そしてわずか四、五カ月後に改正をする

というのは、これこそ政策の誤りではないでしょうか。その意思是、しかしながら、どのタイミングでやるか。経済は生き物だと今大蔵大臣はおっしゃつたでしよう。そのタイミングを全部間違えているのです。なぜ間違えたかというと、基本的な、論理的なバックアップである経済の報告であるとかその見通しを誤つたからといふ

極めて明快なところにたどり着くのではないかと私は思つておきます。

だれもかれも遠慮するといふふうなことは言つておりませんけれども、今だれも責任をとつてい

ないから、いつまでもうじうじとして、どこで政策転換したのか、めり張りがないから、どないになつてゐるのかと思つて世界は日本のことを見つけています。全然もはやロジックはないんで

すよ、今の日本の政策には。それは、だれも責任をとつてゐなくて、どこかで線を引くといふこと

をやらずにざるざるから、せっかく十六兆円といつたって効果がないのは、そのせいですよ。

十六兆で効果がなければ、では二十兆へ行くのですか、二十五兆へ行くのですか。そういう問題

じやないわけでしよう。やはり、私は、今基本的なこの経済の問題といふのは、構造改革といふことも必要でございましょうけれども、まさだこの全体の日本の空氣の

発想の転換と、そして人心一新をすべきといふ

うに、まず強く訴えておきたいと思います。

いろいろあるけれども、ちょっと次へ行きます。

今回の法案の中にも、いろいろとデリバティブの問題が出てきております。そして、これまでの

事前から事後へのチェックというふうになりますけれども、一体、大蔵省の中どれくらいデリバティブに精通した人がおられるのか、何人おられ

るのか、教えてください。

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。

確かに「デリバティブ取引」といいますのは、新たなヘッジなり資産運用ニーズにこたえる取引として日進月歩のところがござります。そういう意

味で、私どももいろいろと勉強はしているつもりでございますけれども、デリバティブに関する専門家がどのくらいいるか、また、それが例えば検査部門あるいは監視部門にどのくらいいるかといふことになりますと、私もちょっと詳細は存じ上

げておりますけれども、いろいろと恐らく、金融検査部におきましても、あるいは証券取引等監視委員会におきましても、こういったデリバティ

ブの関係については一生懸命勉強をしているものと、いろいろと認識をしております。

○小池委員 「井奥委員長代理退席、委員長着席」何か背筋がちょっととぞくとしたりして、はつきり言つて、私、おられないんじやないかと思うのですね。

例えは、かつてシンガポールで問題になつた、あれはデリバティブじゃなかつたのかな、ペアリ

ングズ社でも、若い彼氏が好き勝手にわつとやつてしまつて、それで穴埋めして、けれども、經營責任者はそれを知らないから、わけですね。市場

は大蔵OBの方がいらして、それでやつていらし

う。それが最も現実的な方法だと思うのですが、その経営責任者、銀行経営者、金融機関経営者が

責任を負う、リスクを負うということについて、今回の法案では十分ではないのじゃないか、私は

まずこれを指摘したいのですが、いかがでしようか。

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。

今回の法案におきましては、有価証券店頭デリバティブ取引を証券業というふうに位置づけましてその導入を図るとともに、投資家保護上の問題が生じることのないようだ、一つは、顧客の知識、経験及び財産に応じた勧誘を行なべしといふ

いわゆる顧客適合性の原則、それから第二に、相場等の動向について断定的な判断を提供して勧誘が生じることのないようだ、一つは、顧客の知識、経験及び財産に応じた勧誘を行なべしといふ

いわゆる顧客適合性の原則、それから第二に、相場等の動向について断定的な判断を提供して勧誘

が生じることのないようだ、一つは、顧客の知識、経験及び財産に応じた勧誘を行なべしといふ

いわゆる顧客適合性の原則、それから第二に、相場等の動向について断定的な判断を提供して勧誘

が生じることのないようだ、一つは、顧客の知識、経験及び財産に応じた勧誘を行なべしといふ

いわゆる顧客適合性の原則、それから第二に、相場等の動向について断定的な判断を提供して勧誘

が生じることのないようだ、一つは、顧客の知識、経験及び財産に応じた勧誘を行なべしといふ

いわゆる顧客適合性の原則、それから第二に、相場等の動向について断定的な判断を提供して勧誘

が生じることのないようだ、一つは、顧客の知識、経験及び財産に応じた勧誘を行なべしといふ

いわゆる顧客適合性の原則、それから第二に、相場等の動向について断定的な判断を提供して勧誘

を明確にした上でデリバティブの開発というこ

と、これをしなければ、大変厳しいといふか、危険なものになると思います。デリバティブといふのは切れ味のいいナイフといふことで、切り方に

よつては大変なシザーブサがあるけれども、逆に自分の身を切るということをございます。

それから、逆に、最近、年金等の運用で五・三・二ルールであるとか、さまざまな規制緩和も行われているわけでございますが、そうしますと、公的な資金のデリバティブを使っての運用に

対してそういうことも考えられると思うのですが、それに対してのルールといふのはどういうことが考えられるのか。御担当の方々、お願ひいたします。

○皆川説明員 御説明申し上げます。

年金福祉事業団を通じた公的年金資金の運用は、現物資産への投資が基本であります。ただ、

債券先物と外國為替先物、そういう取引を行う場合でも、保有している現物資産の価格変動のリスクをヘッジする、そういう目的、あるいは現物

資産の取得または処分を一時的に代替することを目的とした限定的な活用ということを行つております。

○鷹野説明員 お答えいたします。

郵政省におきましては、郵便貯金、簡易保険の資金運用をやらせていただいておりますが、この両資金運用におきまして、いわゆるデリバティブ

運用をいたしましては、郵便貯金法、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律におきまして、債券の先物取引、債券のオプション取引、そして先物外國為替、この三つが認められております。この三つの運用に当たりましては、為替変動や現物

債券の価格変動の危険の防止または軽減を目的と

いたしまして、それぞれの積立金の運用の健全性に配意して投機的な取引は行わないという旨が關係の省令に明確に規定されておりまして、上記法令に基づき、デリバティブ運用につきましては、投機的目的には一切行わないで、ヘッジ目的にのみ行うという形で行っております。

○小池委員 今後とも、遺漏なきよう万全を期してまいります。
いと考へております。

の株式市場というのは非常に危険だと私は思いましたので、今やつておられるPKOそのものを否定する発言じやないかと思つて伺つたわけでござります。

のですが、次回にさせていただくことにいたしまして、最後に、この金融システムの安定の中では、私は、実は一番重要なのは、ディスクロージャーと消費者教育、そこに尽きるというふうに思つております。

若干、先ほどの質問で重複するところがござりますので、そこを省かせていただきたいと思ふのです。

ただ、私、せんだつても新聞記事を読んでおりまして、例えば、第一勧銀でしょうか、キティちゃんの預金通帳にすると、第一勧銀は私と同じ

名前的小池という総会屋が荒らしに荒らしまくつたところで、そしてそこでの信頼度が一気に落ちたということなのですが、しかしキティちゃんだけで一気にまた盛り返してしまった。それからまた、別の銀行が最近新しいデザインの預金通帳を導入しましたら、これがまた人気だというのですね。

私は、これから金融ビッグバンということを
迎えて、これほど消費者教育が必要なことはない
など。つまり、これまでの金利といふものに対し
ての金利差ということ、消費者からすれば、預金
者からすれば、どっちへ行けば得なのかといふこ
とよりも、キティちゃんなんかミックキーマウスな
のかという、それしか選択の余地がなかつたわけ

ですね。ですから、ゼロのところから消費者教育、預金者教育というのをやっていかなくてはいけない。そして、何かというと急に自己責任と言われてしまうわけですよ。それはやはりたまらない。ですから、まず金融機関すべてのディスクロージャーとそれから徹底した消費者教育ということをしなければならないということを記事を読みましてひしと感じたわけでござります。

それから、ディスクロージャーにいたしまして
も、これは私自身の保険のことと生保の方からの
連絡で、「田口さんから御願文を賜り、まことにあ
りがとうございます。さて、今回お支払いする配
当金につきましては、厳しい資産運用環境が続く
中、運用実績が予定期回り、利益を及ぼす、即期

特に沿えない結果となり、申しわけなく存じます。」ということだけで、あとはその中身であるとか何もディスクローズがないのです。預金者からすれば、預金ということは銀行を選んでそこにお金を貸し付けるわけですね。借りる

ときは今貸し済りで大変なのに、貸すときは有価証券取引等報告書とか、それを一般の人が読んでもわからないかもしだれないので、この銀行

は安全か否かぐらいの、やはり義務があると思うのですね。私も以前株主総会に向けてのパンフレットで銀行のお手伝いもしたことがあるのです

けれども、こんなのでいいのかなと思うぐらいの対談で、それが巻頭のページを飾ってしまったりして、それで済んでしまうような。

ですから、預金者の方も金融機関の方もこれは本当に厳しい競争、サービス合戦そして運用合戦である。そして、それがお互いにリスクをかける

というようなことをもっと徹底していかなければ
ならないのではないか。キティちゃん口座が一氣
に五万口座えたというのを見て私はつくづくそ

れを思つたわけですが、大臣に一言、それについてお言葉をちょうだいして、終わりたいと思いま
す。

○松永国務大臣 金融ビッグバンが進行していく過程の中で一番大事なのは、ディスクロージャー

○題示一〇、あらわしの金融機關の運営の説明書

の問題がござる。金融機関の側の説明責任。一般の人たちは、銀行でいろいろな金融商品が売られるということになりますと、銀行だから元本保証などないことを解するものがいる。しかし

うな仕事で、どうして理解するかわからないといったのが、これは元本保証ではない、リスクがあるということの説明が当然なされなければならぬわ
ナであつまつて、そら、う説明責任がきらつと果

たされなければならぬというふうに思います。そしてまた、各金融機関が適正、適法な活動をしておるかと、一うことにつけて監督検査、二つもそ

初めて日本金融市場というものが国内外に言忍
れなりに必要であるというふうに思います。それ
らがそれぞれ任務を果たし、責任を果たしてこそ

それで、今更に本腰を尽くして、内閣の信託を得て大いに活性化するのであらう、こういうふうに思うわけであります。それを目指して進まなければよろしく、うふうと思ひます。

○小池委員 ありがとうございました。

○村上委員長 短く答弁をお願いします。
大蔵省の見方を伺つて終わりたいと思います。

○山口政府委員 本日報道がありましたがこの合併問題につきましては、当事者間の話し合いに入つたと聞いておりますが、現段階でそれが固まつたへ、(後行文略)。

○村上委員長 次に、佐々木陸海君。
○佐々木(陸) 委員 日本共産党の佐々木陸海で

私は、これまでの質疑の中で、この「ビッグバン」法案で、フリーという面は進むけれども、フェアの面は、二三の点で問題があるのではないかとおもふ。

の部分がござるといふので、何よりも必要なのは消費者保護策の確立ではないか、そう大臣に申し上げてまいりました。

消費者保護策を実効あるものにするためには、八〇年代後半の金融自由化以降金融機関が起こした被害をしっかりと受けとめてその教訓を学ぶ必

要がありま
す。当委員会でも、幾人もの同僚議員
から金融被害の象徴として変額保険問題が挙げら
れました。また大臣も、しばしば答弁の中で変額

保険に言及をされました。その際大臣は、銀行が被告として訴えられ、敗訴したケースもあると述べて、銀行の問題として答弁をされました。私も、変額保険の問題は、本質的には銀行による被害だというふうに考えております。この点では大臣と全く認識が一致するわけであります。

しかしながら、大臣がこういふうに言われた。銀行といえども、銀行の第一線で営業している人のミス、故意過失による不法行為があり得る、そういうことを示すケースとして変額保険の問題に言及しておられた。これは私といさか認識が違うわけであります。認識を深めていただく必要があると思うのですが、変額保険で銀行が問われているのは、現場の営業マン個人だけではなくて、組織的に違法行為をやったということだという点を私は強調したいと思うのです。

一昨年の九月四日に横浜地方裁判所で、横浜銀行と明治生命を相手にした被害者の勝訴の判決が出来ましたが、この判決は、銀行員が銀行法、募取法に違反して変額保険を勧誘し、契約を結ばせたこと、そして銀行と生保が密接な提携関係があり、明治生命から横浜銀行に紹介手数料が環流していたことを認定をいたしました。翌日の新聞は、ここにコピーを持っておりますが、「横浜銀行などが組織的違法行為」とか、あるいは「銀行と生保の癌着認定」と大々的に報道をしておりま

す。

そこで、まず大臣にお伺いしたいのですが、こういう銀行敗訴判決が出ていることは御存じですか。御存じかどうかだけ端的にお答え願いたいと 思います。

○松永国務大臣 変額保険の関係で、銀行側が敗訴した判決があることは承知しております。私の関与した関係でいえば、問題のポイントは、銀行側の説明責任を故意か過失かで果たしていかなかったという点ではなかつたかと記憶しております。

○佐々木(陸)委員 この横浜銀行のケースはそれよりも少し深い問題であります。

私は、ここに横浜銀行が紹介手数料や協力預金制度を受け取っていた事実を裏づける内部資料を持つております。

一つは、八九年十一月、横浜銀行の個人金融部長が営業店長あてに出した「(変額)一時払終身保険に対する需資案件の推進について」という文書であります。この中では、「ローン増強等の觀點から」と強調した上で、「相続を意識し始める六十才以降対策を急ぐ八十才未満の者で健健康者」をターゲットにしろと指示しております。そして、指示どおり銀行員が保険の勧説をする。これは当然明白な暴取法違反であります。契約のときになつて、明治生命の一〇〇%子会社明治生命保険代理社の外交員がやつてきて契約を結ぶ。すると外交員から、代理社の横浜営業部長名義の個人口座を通じて、横浜銀行系列の株式会社明治生命保険代理社に紹介手数料が振り込まれるわけであります。その証拠が二つ目の内部資料の文書、これであります。明治生命代理社の「横浜銀行の個人口座を通じて、横浜銀行系列の株式会社明治生命保険代理社に紹介手数料の銀行への支払い」と題する文書であります。紹介手数料の銀行への支払いは、「横浜銀行グループ損保・生保代理店営業部長名義の個人口座を通じて、横浜銀行系列の株式会社明治生命保険代理社に支払う。」というふうに書いて、この朋栄の口座番号が示されている、そういう文書があります。

銀行が組織的に保険の勧説をし、その結果、生保からの紹介手数料で収益を上げて いるといふ動かしがたい証拠があるわけであります。これはまさに銀行法の他業禁止規定違反になるのではありませんか。銀行局長、いかがでしようか。

○山口政府委員 個別の、また裁判でいろいろ御

上げるときのいつもの言葉で、
言い逃れの理由にならない
個別事例の判断を求めて
よ。内部資料に基づいて、
法行為をしていたかどうか
いるのです。これは民事の
の問題です、銀行業法に
る規定があるのですから。
そして、三年ほど前にな
る

すよ。違法行為がこういうふうにあるじゃないかと証拠をもつて具体的に提起されても、何にも調査しない、裁判の結果を待ちますと言うだけでは、事後チェック体制になんかならないじゃないですか。大蔵省のあり方が問われるのですよ。

大臣、どうですか。この問題をきちんと調査してもららう、大蔵省として、大蔵省の責任で、やるべきですよ。

○山口政府委員 何度も申し上げておりますよう

に、この件は、一審の判決は出ておりますが、今控訴中でございまして、事実関係を含めて最終的には裁判所で、今事実認定も行われております。

○佐々木(陸)委員 絶対にそれは納得できないで
したがて この件に関して私がコメントするの
は差し控えるべきであろうというふうにお答え申
し上げて いるわけでござります。

思います。」こう答弁しているんですね
この問題では事実関係、全く明らか

だけの事実を私は示しているのです
う裁判中のものだ、係争中のものだ

ことで言い逃れしないで、大蔵省と
行に対して厳正な調査をして、きち

きではありませんか。

確定したという御主張でござります。見ましたら被告の方が控訴を行つて、ムニシニは、裁判三、九〇〇

で私としては、蘇半といふもののか
認定を含めてまだ係争中だというふ
うです。

○佐々木(陸)委員 私が今示したこ
とは、銀行局として指導すれば、ちや

金行局の「おまつり」から取り寄せることができるんです
べれば事実は確定できるじゃあります

所しか事実が確定できないというの
なばかな話はありませんよ。（拍手）

○村上委員長 静爾に。
○佐々木(陸) 委員 私、率直に申し

すが、銀行局長も大臣も、これからク型の行政に転換すると常々言つて

すよ。違法行為がこういうふうにあるじゃないかと証拠をもつて具体的に提起されても、何にも調査しない、裁判の結果を待ちますと言うだけでは、事後チェック体制になんかならないじゃないですか。大蔵省のあり方が問われなのですよ。

大臣、どうですか。この問題をきちんと調査してもららう、大蔵省として、大蔵省の責任で。やるべきですよ。

○山口政府委員 何度も申し上げておりますように、この件は、一審の判決は出ておりますが、今控訴中でございまして、事実関係を含めて最終的には裁判所で、今事実認定も行われております。したがつて、この件に関して私がコメントするのには差し控えるべきであろうというふうにお答え申し上げておるわけでございます。

○佐々木(陸)委員 絶対にそれは納得できないですよ。だって、こういう事実関係があるんだから。この事実関係は、裁判所だけしか判断できませんから、いなんて問題じゃないんですよ。こういう問題について銀行局が、大蔵省がきちんと銀行を指導しなかつたら、事後チェック体制なんてできないじゃないですか。全部裁判しかないということになつてしまふじゃないですか。そんなばかな話がありますか。

○山口政府委員 先生は、この件についてのお尋ねでございます。この件は今裁判で、しかも控訴中であります。しかも、事実関係も含めてそこはまた審査が行われるわけでございますので、したがつて、私はコメントをすべきではないというごとを申し上げておるわけでございます。

○佐々木(陸)委員 それは事実が通らない。先ほど、あなたの保険部長当時の答弁も私は引用しましたよ。裁判で確定しなければ事実が認定できませんから、そういうものじゃない、全くの事実があればそれによって処分をするのだということをあのとき認めざるを得なかつたじやありませんか。(発言する者あり) そういう問題ですよ。司法への介入じゃありませんよ、これは、銀行がやつている行為についての銀行局の調査なんですから。

は被害者の願いであります。この人たちを置き去りにして、ピッグバンなどとんでもない。大蔵省として被害実態の全容の解明と被害者の救済に踏み出すよう、大臣の決意を伺いたいと思います。大

○松永国務大臣 最後でですよ
けであります。日本の司法は厳正、公平に判決を下すもの、私はそう確信しております。
○佐々木(笠置)委員 弘は今、最後の問題は一般倫

として聞いたつもりなのです。裁判にかかってい
る問題だけの解決の問題を言っているわけじやな
いですよ。二つ、三つと複数ある問題について、こ
そを解いていく

○村上委員長 これにて各案に対する質疑は終局
いたしました。

○村上委員長 これより各案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。衛藤征士郎君。

まして、ただいま議題となつております金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、また、専門的会計による特定資本の育成などに関する

る法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案について、賛成の討論を行ふものであります。

歐米の金融市場は、この十年間に大きく変貌し、これからもダイナミックに動こうとしております。こうした中で、我が国金融市場におきましても、総合的かつ抜本的な改革を早急に実施し、その魅力と利便性を高めていくことが求められます。こうした問題意識のもとで進められております。こうした問題意識のもとで進められており、我が国の金融システム改革は、G7のコミュニケにもしばしば言及され、評価されるなど、海
外でも極めて関心の高いものとなっております。

今回審議を行つてある金融システム改革関連の四法律案は、こうした金融システム改革を本格的に進める上で極めて重要な法律案であります。具体的には、法律案は次のような利点を有しております。

まず第一に、この法律案は、金融分野の抜本的規制緩和を行うことにより、経済を活性化させるとともに、国民の資産運用手段の充実に資する強化されれば、いわゆる貸し渋りなど、近年企業が直面している資金調達の困難さを緩和し、経済によい影響を与えるものと考えます。さらに、特定目的会社の活用による資産流動化の促進や一括清算ネットティングは、金融技術の高度化に資するものと考えます。

第二に、本法律案は、金融システム安定化に完全を期すためにも必要であります。預金受け入れ機関のみならず、すべての金融機関の利用者が安心して取引できるようにするため、本法律案では、保険契約者保護機構及び投資者保護基金の創設が盛り込まれております。

第三に、本法律案は、市場に対する国民の信頼性を確保するためにも必要であります。抜本的な規制緩和を進め、事前調整型から事後チェック型へと行政のあり方が転換していく中で、投資家等の保護に万全を期するため、今回の法律案では、公正取引ルールの整備、ディスクロージャーの拡充、顧客に対する金融商品等の説明義務の充実等の措置が盛り込まれております。

以上、三点について申し上げましたが、今回の法律案は、我が国市場がニューヨーク、ロンドン並みの国際市場として再生するとともに、利用者の信頼を確保していくためにまことに時宜を得たものであり、今国会において早期に成立することがぜひとも必要であることを指摘し、私の賛成の討論といたします。(拍手)

○村上委員長 次に、池田元久君。

○池田(元)委員 私は、民主党、平和・改革及び自由党を代表し、金融システム改革のための関係

ついても、厳しく反省することを求め、真に我が國金融市场がフリーでフェアなものになるよう、今後の金融行政について真剣に議論すべきであることを強調しておきたいと思います。

最後に、投資者保護基金に対する公的支援について、破綻証券会社の救済に公的資金が投入されることがないよう、制度の運用に当たっては十分な配慮をすべきであることも申し上げておきます。

以上、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案に賛成する理由を申し上げ、討論を終わらせていただきます。(拍手)

法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案に賛成する立場から討論を行います。

世界的に金融自由化が進む中、我が国の金融市場が生き残るために、金融ビッグバンは避けて通れない道であります。本法律案のうち、いわゆる金融システム改革法案は、外為法の改正に引き続き、ビッグバンをより完成した形に近づけるために非常に重要なものであります。本法律案にとり、我が国にも魅力のある金融商品、金融サービスが生まれ、一般の預金者や投資家がそのメリットをフルに享受できるようになれば、我が国の金融市場は健全かつ力強く発展するものと期待されわざります。

政府におきましても、本法律案の趣旨を十分踏まえ、適切な執行に努めるとともに、ビッグバンの完成を目指して今後も一層の自由化を検討されること、他方、一般の預金者、投資家が不測の損害をこうむることのないよう、いわゆる金融サービス法等の利用者の視点に立った横断的な法制化についても早急に検討することを求めるものであります。

いわゆるS.P.O.法案については、今日の深刻な金融危機をもたらした最大の原因であるバブル景気による不良債権問題を解決するための一揽スキームが大きな成功をおさめ、不良債権の処理が促進されたことは記憶に新しいところです。政府におきましては、本法律案の実効性をさらに高めるため、アメリカのR.T.C.等を参考にしつつ、さらに効果的な施策を検討するよう求めるものであります。

また、護送船団方式、密室裁量行政、官民競争の構造等と批判された大蔵省の金融行政、また、数多くの不祥事を引き起こした大蔵省そのもの

ついても、厳しく反省することを求める、真に我が國金融市场がフリーでフェアなものになるよう、今後の金融行政について真剣に議論すべきであることを強調しておきたいと思います。

最後に、投資者保護基金に対する公的支援について、破綻証券会社の救済に公的資金が投入されることがないよう、制度の運用に当たっては十分な配慮をすべきであることも申し上げておきます。

以上、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案に賛成する理由を申し上げ、討論を終わらせていただきます。(拍手)

○村上委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 私は、日本共産党を代表して、政府提出の金融システム改革関連四法案に対して、反対の討論を行います。

まず、金融システム改革法案に反対する第一の理由は、本法案が投資信託や証券デリバティブなどの拡大を図り、それらの銀行窓口販売を認めるなど、国民の資産を預貯金から元本保証のないリスクの大きな商品に向かわせ、国民の金融資産をめぐる内外金融機関の大競争を促進して、これを投機の波にさらすものだからであります。

第二の理由は、本法案において提案されているさまざまな自由化措置が、大金融機関本位の金融再編を促し、金融機関に求められる公共性や社会的責任を後景に追いやるものだからであります。こうした弱肉強食の激しい競争は、金融機関の破綻を招来し、預金者や中小企業、地域経済に深刻な影響を与えるとともに、金融労働者の雇用と生活を脅すことになります。

第三は、不十分な監督体制のもとで、利益相反やインサイダー取引の横行、消費者被害の急増が予想されるからであります。イギリスでは、ビッ

グパンと同時に金融サービス法が制定されたのに
対して、我が国では、金融サービス法はおろか、
金融制度調査会が提起した統一的消費者信用保護
法すら見送っており、苦情処理体制も未確立であ
ります。これでは、行政の責任を放棄するものと
言わざるを得ません。

また、投資者保護基金や保険契約者保護機構を

設けることは、制度面では前進ですが、時
限的にせよ政府保証がつけられており、公的資金

導入に道を開くものとして問題であります。

次に、SPC関連二法案についてであります。

両案に反対する理由は、特定目的会社を設立

し、特定資産の証券化及びこれによる特定資産の

流動化を図る今回の法整備の最大の眼目が、金融

機関が抱える不良債権の処理を投資家、国民への

リスク転嫁によって進めようとするところにある

からであります。政府は、土地・債権流動化の

トータルプランにおいて、資産担保証券の郵貯、

簡保資金による買い取りや、日本開発銀行による

信用保証の付与などの公的支援策を打ち出しており、今回の法整備はこうした銀行支援への道を開くものであります。金融機関の不良債権は、バブル期に金融機関みずからがつくり出したものであ

り、その処理は金融機関自身の責任と金融業界全

体の自助努力で行うべきものであります。三十兆

円の銀行支援策に続き、さらにこうした金融機

関の救済支援策をとることは、到底容認できませ

ん。

最後に、一括清算ネットティング法は、倒産処理に伴うデリバティブ取引の一括清算について、その法的意義を取り扱うことによって我が国におけるデリバティブ取引を一層拡大しようとするものであります。こうした投機性の高い取引の拡大は、金融機関に求められる公共性、社会的役割逆行するものであり、賛成できません。

国民が求める金融システム改革への大道は、これらの方針のようない方向ではなく、金融システム全体への国民の信頼を根本から揺るがせていく諸問題の抜本的解決、すなわち公共性・社会的役割

の高い自覚に立った金融機関の徹底的な体質改善と、金融機関との癒着をきっぱりと断つた清潔で実効性のある監督機関の確立、世界に通用する金融ルールの樹立の方向にこそあります。

そのことを強調して、反対討論を終わります。

(拍手)

○村上委員長 次に、濱田健一君。

○濱田(健)委員 私は、社会民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております金融シス

テム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化

に関する法律案、特種目的会社による特定資産の流動化に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案について、賛成の討論を行なうものであります。

我が国経済が、二十一世紀の少子・高齢化社会においても活力を保ち、豊かな国民生活を実現するためには、我が国の経済社会システムを構造的

に変革することが必要であり、経済の動脈ともい

うべき金融システムについても、二十一世紀の我が国経済を支えるすぐれたものへと変革していくことが不可欠であります。

今回審議を行つてある金融システム改革関連の四法律案は、以下申し上げます理由から、こうし

た金融システムの抜本的変革を行なうために必要欠くべからざるものであります。

まず第一に、本法律案は、一千二百兆円にも達する我が国の個人金融資産に対しさまざまな資産運用手段を可能にすることで、国民各人それぞれにとつてよりよい資産運用を可能にするものであります。

第二に、本法律案は、サービスの自由化や価格

の自由化を進めることで、銀行、証券会社、保険会社といった金融機関の利用者に対し、さまざま

な質の高いサービスを受けることを可能にするものであります。

第三に、本法律案は、金融システムの安定に寄与するとともに、市場に対する国民の信頼を確立

するために不可欠の法律案であります。今回の法律案には、金融の自由化が進む中でぜひとも必要なディスクロージャーの充実や公正取引ルールの整備、証券会社や保険会社の破綻の際の証券投資金や保険契約者保護機構の創設が盛り込まれておられます。

また、特定目的会社を通じて担保不動産等の資産の流動化が可能となり、一般の投資者によるこの流れを促進するための関係法律の整備等に関する法律案、特種目的会社による特定資産の流動化に関する法律案及び金融機関の不良債権処理の促進にも資する法律案、特種目的会社による特定資産の流動化に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案について採決いたします。

そのことについて、反対討論を終わります。

(拍手)

○村上委員長 次に、濱田健一君。

○濱田(健)委員 私は、社会民主党を代表いたしましたが、ただいま議題となつております金融シス

テム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特種目的会社による特定資産の流動化

に関する法律案、特種目的会社による特定資産の流動化に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案について、賛成の討論を行なうものであります。

我が国経済が、二十一世紀における豊かな国民生活を実現するためには、我が国の経済社会システムを構造的

に変革することが必要であり、経済の動脈ともい

うべき金融システムについても、二十一世紀の我が国経済を支えるすぐれたものへと変革していくことが不可欠であります。

今回審議を行つてある金融システム改革関連の四法律案は、以下申し上げます理由から、こうし

た金融システムの抜本的変革を行なうために必要欠くべからざるものであります。

まず第一に、本法律案は、一千二百兆円にも達する我が国の個人金融資産に対しさまざまな資産運用手段を可能にすることで、国民各人それぞれにとつてよりよい資産運用を可能にするものであります。

第二に、本法律案は、サービスの自由化や価格

の自由化を進めることで、銀行、証券会社、保険

会社といった金融機関の利用者に対し、さまざま

な質の高いサービスを受けることを可能にするものであります。

第三に、本法律案は、金融システムの安定に寄与するとともに、市場に対する国民の信頼を確立

するために不可欠の法律案であります。今回の法律案には、金融の自由化が進む中でぜひとも必要なディスクロージャーの充実や公正取引ルールの整備、証券会社や保険会社の破綻の際の証券投資金や保険契約者保護機構の創設が盛り込まれておられます。

また、特定目的会社を通じて担保不動産等の資産の流動化が可能となり、一般の投資者によるこの流れを促進するための関係法律の整備等に関する法律案、特種目的会社による特定資産の流動化に関する法律案及び金融機関の不良債権処理の促進にも資する法律案、特種目的会社による特定資産の流動化に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案について採決いたします。

そのことについて、反対討論を終わります。

(拍手)

○村上委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○村上委員長 ただいま議決いたしました各案にと指摘し、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○村上委員長 これにて討論は終局いたしました。

二十世紀における豊かな国民生活を実現するためには、まさに時に宜を得たものであり、今国会において早期に成立することがぜひとも必要であることを指摘し、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○村上委員長 これにて討論は終局いたしました。

傾注すること。

我が国の金融・資本市場を公正かつ透明で利用者が安心して取引できるものにするため、仲介金融機関の法令遵守のための内部管理体制の早急な確立を促すとともに、不正公

正な取引に対する検査・監視体制を抜本的に充実・強化し、公正取引ルールの厳格な適用を行うこと。

金融システム改革により多様な金融商品やサービスが提供されるようになることにかんがみ、預金者等の利用者が不測の損害を被ることのないよう、ディスクロージャー・商品説明等の一層の充実に配慮すること。また、いわゆる金融サービス法等の利用者の視点に立った横断的な法制について早急に検討を進めること。

金融システムが経済及び国民生活の基盤をなすものであることを踏まえ、不良債権の速やかな処理を促すとともに金融システムの安定化に格段の配慮を払うこと。

投資者保護基金制度の適正な運用に資するため、証券会社による分別管理の徹底を図ることともに、その監視を強化し、違反に対しても厳正に対処すること。また、基金を発動した場合には、分別管理等に関する違反がなかつたか原因の究明を行い、証券会社の經營者がモラルハザードに陥ることのないように努めること。

金融機関が抱える不良債権の流動化について、本法の実効性を確保するため、アメリカのRTCなど諸外国の制度も参考にしつつ不良債権の処理方策等について検討すること。

以上であります。(拍手)

○村上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村上委員長 起立多数。よって、各案に対し附帯決議を付することに決しました。

○松永国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じます。

○松永国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じます。

○村上委員長 お詫びいたします。

○村上委員長 御異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○村上委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

平成十年六月十五日印刷

平成十年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C